

令和3年9月定例会 総務文教常任委員会記録

令和3年9月14日（火）

令和3年9月16日（木）

令和3年9月29日（水）

令和3年9月30日（木）

令和3年10月4日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和3年9月14日（火）	7 頁
令和3年9月16日（木）	45 頁
令和3年9月29日（水）	53 頁
令和3年9月30日（木）	97 頁
令和3年10月4日（月）	133 頁

令和3年9月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	9月14日（火）	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案外の報告（総務課・庁舎建設課）</p> <p style="padding-left: 2em;">令和3年8月豪雨状況報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">市庁舎新築工事スケジュールについて</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号・第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（教育委員会事務局）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第20号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第25号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案外の報告（教育総務課・生涯学習課）</p> <p style="padding-left: 2em;">教育大綱の改正について</p> <p style="padding-left: 2em;">成人年齢の引上げに伴う成人式の在り方について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>意見書案</p> <p style="padding-left: 2em;">コロナ禍による厳しい財政状況に対処し</p> <p style="padding-left: 2em;">地方税財源の充実を求める意見書</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p>

第2日	9月16日（木）	<p>意見書案 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書 〔採決〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第20号・第28号 議案甲第25号 〔総括、採決〕</p>
第3日	9月29日（水）	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局） 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（契約検査課・庁舎建設課） 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（出納室・議会事務局・監査委員事務局） 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部） 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案外の報告（総合政策課） 公共施設等総合管理計画の進捗状況について 公共施設中期保全計画一覧表 〔報告、質疑〕</p> <p>所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」 について） 公共の場におけるWi-Fi機能の配置について 〔説明、質疑〕</p>

<p>第4日</p>	<p>9月30日（木）</p>	<p>議案審査（教育総務課・学校教育課・学校給食課） 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p> <p>所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」 について） 新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の 現状（人員数、作業時間・内容等）について 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（生涯学習課） 議案乙第29号 〔説明、質疑〕</p>
<p>第5日</p>	<p>10月4日（月）</p>	<p>所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」 について） 新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の 現状（人員数、作業時間・内容等）について 公共の場におけるW i - F i 機能の配置について 〔協議、採決〕</p> <p>所管事務調査（所管事務調査報告書について） 〔協議、採決〕</p> <p>議案審査 議案乙第29号 〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和3年9月14日付託]

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号) [可決]

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号) [可決]

議案甲第25号工事請負契約の締結について [可決]

[令和3年9月16日 委員会議決]

[令和3年9月29日付託]

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

[令和3年10月4日 委員会議決]

2 議員提出議案

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 [可決]

[令和3年9月16日 委員会議決]

3 報告

令和3年8月豪雨状況報告について(総務課)

市庁舎新築工事スケジュールについて(庁舎建設課)

教育大綱の改正について(教育総務課)

成人年齢の引上げに伴う成人式の在り方について(生涯学習課)

公共施設等総合管理計画の進捗状況について(総合政策課)

公共施設中期保全計画一覧表(総合政策課)

令和3年9月14日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 秋山政樹

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

企画政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和

総合政策課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐 田中大介

情報政策課長 山本英規

情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三

情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

教育部長 小柳秀和

教育部次長兼教育総務課長 青木博美

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 中島達也

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 日吉敬子

学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事 井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長 松隈義和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

議案外の報告（総務課・庁舎建設課）

令和3年8月豪雨状況報告について

市庁舎新築工事スケジュールについて

〔報告、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第25号工事請負契約の締結について

[説明、質疑]

議案外の報告（教育総務課・生涯学習課）

教育大綱の改正について

成人年齢の引上げに伴う成人式の在り方について

[報告、質疑]

意見書案

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

地方税財源の確保を求める意見書

[協議]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

久保山博幸副委員長

委員の皆様から希望場所等あれば、本日夕方までに私のほうまでお知らせいただきたいと思
います。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

現地視察については以上のとおりですので、よろしく願いしたいと思
います。

それでは、審査に入りますので、総務部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時35分休憩



午前10時36分開会

中村直人委員長

再開いたします。



総務部

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

資料については書記からタブレットに送信いたしますので、そちらを御覧ください。

では、執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部長

審査をいただく前に、一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の総務部
関連の予算につきましては、歳入といたしましては、額の確定に伴う普通交付税及び繰越金、

並びに臨時財政対策債などがございます。

歳出は、基金への積立金でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）、総務部の総務課、財政課関係について説明をいたします。

なお、説明は、御手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

まず、一番上、款11地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金632万7,000円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金2億400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴います固定資産税、都市計画税の減収見込みを当初見込んでおりましたが、今回の補正で、その部分の確定見込額について、固定資産税等のほうを増額補正をいたしておりますので、反対に、この減収補填の特別交付金を減額補正するものでございます。

次に、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税3億1,291万3,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

別途配付しております参考資料の2ページをお願いいたします。

普通交付税の推移につきまして記載をいたしております。

令和3年度につきましては、現時点で交付額が8億1,291万3,000円となっております、当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定において、各項目の単位費用の増減及び国勢調査人口の増などがありまして、全体として増額をしたものでございます。

また議案説明資料のほうに戻っていただきまして、2ページ目一番下の段になります。

款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、マイナスの8億1,933万4,000円につきましては、令和3年度当初予算及び6月補正予算等で財源調整のために繰入れておりましたものを、今回、繰越金の補正や地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金8億7,316万7,000円の補正につきましては、令和2年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

参考資料の、次は3ページをお願いいたします。3ページのほうに繰越金の詳細について記載をしております。

歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた額が8億7,316万8,000円というふうになっているところでございます。

すいません、議案説明資料に戻っていただきまして、3ページ目中段になります。

款23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料の5ページ目から7ページ目と併せて御覧ください。

まず、款23市債、項1市債、目3土木債、節2河川債2,940万円につきましては、河川浚渫改良事業の補正に伴うものでございます。

次に、目6臨時財政対策債、節1臨時財政対策債3億円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

3ページ目の下段の欄になります。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費、節25積立金4億3,700万円につきましては、令和2年度の繰越額の確定に伴います財政調整基金への積立金の補正でございます。

基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページを御覧ください。

財政調整基金につきましては、令和3年度9月補正後現在高約44億4,000万円となる予定でございます。

議案説明資料に戻っていただきまして、目13公共施設整備基金費、節25積立金4億円につきましては、老朽化しております各公共施設の今後の改修及び事業費の増加に備えて積立てを行うものでございます。

参考資料に載せておりますが、令和3年度9月補正後現在高は約35億8,000万円となる予定でございます。

以上で議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

2点ほど質問します。

1点は、3ページ目の歳出のところに、財政調整基金費が4億3,700万円と。

それで、公共施設整備基金費が4億円ということで、繰越金の財政調整基金については、8億7,300万円から単純で2で割ってこれだけと。

残りを公共施設にしたということなのですが、これ、単純に2で割ってやって、残りを公共施設整備費にしたと。

だから、何らかの根拠があってしたということじゃなくて、これだけ、8億円があったんだから、2で割って、残りを回したんだという理解でいいわけ？

姉川勝之総務部次長兼財政課長

尼寺議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の積立てにつきましては、地方財政法上、繰越額の2分の1以上についてを積立てをしなければならないということになっていることから、4億3,700万円——この端数の調整はいたしておりますが、2分の1以上ということで積立てをしているところがございます。

それで、公共施設整備基金への積立てにつきましては、先ほど申しましたが、現在、33億円程度の公共施設整備基金がございますが、来年度、継続費でも載せておりますけど、庁舎建設に約9億5,000万円、田代小学校の大規模改造でも、来年度はまた1億円ぐらいの公共施設整備基金からの取崩しを今予定しているところでございます。

そういったことと併せて、現在、各公共事業を行っていく中で、労務単価の上昇、あと、資材単価の上昇等々で事業費のほうが増加しております。

なおかつ、学校施設の改修につきましては、働き方改革によって、工事期間もある一定程度確保しなければならないということから、仮設校舎というの、西中学校の大規模改造工事からずっと入れていっておるような形もありまして、事業費等については、これまでに過去行っていた事業費よりも多くなっているということから、公共施設整備基金への積立てを可能な限り行うことで、今後の公共施設管理計画に基づく施設の改修等々に対応していきたいということで積立てを行ったものでございます。

以上でございます。

石丸健一総務部長

すいません、補足を。

2分の1ルールは、積立て、もしくは繰上償還というふうに、正確にはなっておりますけ

れども、今回は、積立金を適用したということでございます。

尼寺省悟委員

今言われたから聞くけど、基本的には、2分の1というのは、必ずしもいつも2分の1でやっているわけではなくて、そういったルールがあるので、極力そんなふうを持っていくということにしたということでもいいかね。

単純に言ったら、財政調整基金のほう、もっと少なくして、公共施設のほうがかなり、こうなっているから、そちらのほうに回すという判断もできんわけやないわけでしょう。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

先ほど総務部長が申しました、地方財政法上のルールといたしましては、繰越額の2分の1以上を翌年度以降のほうに積み立てるか、もしくは、繰上償還の財源とするかというふうな形になっておりますので、過去であれば高利率の起債等を行っている部分の繰上償還というようなことも考えられたかもしれませんが、現状、そういった対象になるものを想定しておりませんので、財政法上のルールにのっとなって、2分の1以上を現状は積立しているということでございます。

尼寺省悟委員

令和3年度の普通交付税のところなんですけど、そこに基準財政収入額ということで、令和2年度に比べて、かなり……、令和2年度が百十五億幾らで、令和3年度は108億7,300万円となっていて、それで、基準財政収入額の減ということで、前年度比市民税、法人税、そういったものが前年に比べて6億6,000万円ぐらい減ったというふうなことを書いてあるんですけど。

これはもう、基本的に、単純に考えて、コロナの影響でこんなふう減ったんだというふうに考えていいんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

まず、この基準財政収入額の法人税割の減というのも、明確に、一つ一つがコロナによる影響だと断定することは、個別の会社の業績内容とかになりますので、断定はできないんですけど、推測といたしましては、やはりコロナの影響等々により、事業、業績が振るわなかったというふうに推測されるのではないかと考えております。

固定資産税、償却資産の減の分の固定資産税につきましては、令和3年度が評価替えの年でもございましたので、家屋等については、減価償却等も行っている部分等もございまして、その評価替えによる影響もございました。

プラス、先ほど地方特例交付金の減収補填特別交付金のところで申し上げましたが、コロナウイルス感染症対応の部分で減免をしている部分も一部入っているかと考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

コロナの影響は、別に鳥栖市だけやなくて、全国どこでもそうなんやけど、全体的にいつて、全国的なこういった状況になっているんですかね。

どこでも、やっぱり基準財政収入額が減って……、分からないかな、直接。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

正確に全国的な状況というのまでは把握ができていないところなんですけど、現状、様々な、全国あちらこちらで、まず、飲食店等への時短要請等々が行われているようなところもございまして、それに伴っての関連の物流関係、また、なおかつ、資材というか物の動き等々も鈍化しているというところもありますので、ある一定程度の影響というのは、どの自治体にもあっているんじゃないかと推測されると思います。

石丸健一総務部長

少なくとも佐賀県内の全ての市町においては、同じような現象になっておるということでございます。

伊藤克也委員

すいません、教えていただきたいんですけども、2ページの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が2億400万円減額ということなんですけれども、これは、先ほど尼寺委員のほうから税収が6億円ほど減収したということですよ。

それに伴って、コロナ対策支援について、国のほうからいろいろ、交付金等で対策を打っていくってことだと思うんですけども、この2億400万円が、お返しするっていうか、減額された……、もう一回、どういった形で減額になったのかの説明をお願いします。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この項2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というものにつきましては、基本的に、まず、コロナの影響で3か月連続して50%以上の減収の見込まれるような中小企業者に対しては、固定資産税の減免をいたしますというふうな制度になっております。

そうすると、当然、私たち自治体のほうにつきましては、税収のほうは、要は国の制度で勝手に減免されていくというふうな形になりますので、国のほうはその部分をこの特別交付金で補填しますというふうな制度になっております。

それで、当初予算の段階は、固定資産税のほうは、この2億8,800万円減免が出てくるのではないかという見込みの下、その部分を落としておりました。

その部分を、この特別交付金で逆に計上して、プラスマイナスをゼロというふうな形にし

ておったんですが、実際、減免の状況を見ますと、やはり連続して3か月50%以上の減収というふうな対象者が想定よりもちょっと少なかったということで、逆に固定資産税のほうにつきましては、この9月補正で、見込みで落とし過ぎていた部分も含めて、今回、固定資産税のほうで4億5,000万円の増額補正をさせてもらっているところでございます。

ですから、固定資産税だけでいきますと4億5,000万円、あと、都市計画税で2,800万円程度補正をいたしておりますので、そのうち2億400万円分が見込み過ぎていた部分を戻したと。

固定資産税のほうを増やした分、当然、こちらのほうはもう入ってきませんので、併せて減額をさせていただいたということになっております。

以上でございます。

伊藤克也委員

大変よく分かりました。

ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにもございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

なお、次は議案外の報告を受けたいと思いますので、関係のない職員さんについては、退席されて結構です。

〔執行部退席〕

oo

議案外の報告（総務課・庁舎建設課）

令和3年8月豪雨状況報告について
市庁舎新築工事スケジュールについて

中村直人委員長

それでは、報告をお願いいたします。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そうしましたら、議案外の参考資料を基に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、2ページ目をお願いいたします。

令和3年8月豪雨の状況報告になります。

なお、被害状況の報告につきましては、8月31日の火曜日の17時現在で各課より出してもらった状況になっております。

まず、災害体制の設置になります。

8月12日の木曜日の4時57分に、総務課長を室長とした災害情報連絡室を立ち上げております。

その後、13日の金曜日の1時16分に、総務部長を本部長とした災害警戒本部に、土曜日の6時に、市長を本部長とした災害対策本部のほうに移行しております。

その後、15日の日曜日の9時に災害警戒本部へ、19日木曜日の7時に災害情報連絡室に、18時に災害情報連絡室を閉鎖したところでございます。

続きまして、避難指示等の説明になります。

この分につきましては、時系列で高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を示したのになります。

特記した事項といたしましては、8月14日土曜日の6時に緊急安全確保、警戒レベル5を発令しております。

この分につきましては、本市として初めての発令となっているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

人的被害になります。

死亡、行方不明、重傷者等については今回の災害ではあっておりません。

物的被害につきましては、車両の浸水が1件報告されております。

建物の被害につきましては、住家で床上浸水が13件、床下浸水が4件、その他といたしまして、民間のほうの敷地内に土砂の流入があっているところでございます。

なお、床上浸水につきましては、藤木のアパートは同一のアパートとなっているところでございます。

非住家につきましては、浸水が21件あっております。

続きまして、農地の被害になります。

のり面崩れが11件、土砂崩れが7件、その他が6件となっております。

農林地被害につきましては、のり面崩れが1件となっています。

農産物の被害につきましては、広範囲にわたる農地の浸水等があっているところでございます。

道路の被害につきましては、市内の発生件数が全体で42件、内訳といたしましては、市道が23件、林道が19件となっております。

交通規制につきましては、8月31日の17時現在では、市道の通行止めが4か所、片側通行が1か所、林道が4か所となっております。

別紙の1、2にということで、5ページ目に図をつけさせていただいております。

なお、今回の災害での通行止めの総数といたしましては、市道通行止めが32か所、片側通行が2か所、林道が4か所となっているところでございます。

続きまして、河川の被害になります。

前川排水機場のポンプが一時停止。下野の排水機場のポンプが停止をしているところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

その他の施設の被害状況になります。

勝尾城の筑紫氏遺跡につきましては、土砂が少量流出しております。また、登り口の階段のほうに流水があっているところでございます。

沼川の河川プールにつきましては、農業用水がプール内に流入しております。

河内河川プールにつきましては、のり面が陥没しております。

河内ダムにつきましては、のり面崩れがあっているところです。

杓子ヶ峰につきましては、土砂崩れが数か所、小規模であっております。

西部工業団地につきましては、調整池で土砂の堆積が少量あります。

西部第二工業用地につきましては、水路に土砂・流木の堆積があっております。

下水道マンホールポンプにつきましては、浸水によりマンホールポンプの2か所が停止いたしました。

朝日山公園につきましては、公園敷地内から市道へ土砂が流出しております。

あと、住民の避難状況になります。

この分は、避難所ごとで世帯数、人数で表示をさせていただいております。

全体では、今回の災害では67世帯、135名が避難をしたところでございます。

続きまして、気象情報になります。

今回の8月1日から19日までの雨量といたしましては、1,031ミリとなっております。

最大時間当たりの雨量といたしましては、13日の0時27分から1時26分までが62ミリとなっているところでございます。

あと、特記事項といたしましては、8月17日火曜日に武雄市のほうに支援物資を持って行っております。500ミリのペットボトルを350本運搬しているところでございます。

あと、9月に入ってになります。9月1日から7日まで、土日を含みますが、武雄市のほうに職員を派遣しておるところでございます。

各日2名で延べ14名。

内容につきましては、家屋調査業務等の支援で入っているところでございます。

以上、簡単ですけれども、今回の令和3年8月の豪雨の状況報告について説明を終わらせていただきます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、引き続き市庁舎新築工事のスケジュールについて御報告をさせていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。

市庁舎新築工事につきましては、7月19日から市役所グラウンド周辺の工作物の解体、それに、工事エリアの仮囲い、現場事務所の設置、歩行者通路の整備などを行ったところがございます。

新庁舎本館につきましては、現在、杭工事、山留工事の準備を行っているところございまして、10月から土工事、11月中旬から免振工事を含む、基礎躯体工事を行う計画でございます。

令和4年度に入りまして、地上部分の躯体工事を行い、地上躯体工事がある程度済んだところで、外装工事、内装工事、また、令和4年の年末から外構工事を行う計画でございます。

電気設備、機械設備の工事につきましては、建築工事の進捗に合わせまして、スリーブ工事や配管・配線工事、各機器の取付けなどを行う計画でございます。

北別館につきましては、現在、地盤改良杭工事を行っておりまして、地盤改良杭工事が完了いたしましたら、土工事、基礎躯体工事を行う計画でございます。

また、電気設備・機械設備工事につきましては、建築工事の進捗に合わせまして、スリーブ工事を行う計画でございます。

令和4年9月から地上躯体工事を行い、地上躯体工事がある程度済んだところで外装工事、内装工事、また、電気設備・機械設備工事につきましては、令和4年8月下旬頃から配管・配線工事、各機器の取付けなどを行う計画でございます。

令和5年2月から各種検査を行いまして、工事の工期であります、令和5年3月10日までに完了する計画でございます。

市庁舎新築工事スケジュールにつきましては、以上でございます。

よろしくお願いたします。

中村直人委員長

それでは、執行部からの報告についての説明が終わりましたけれども、この際、何か確認

をしたいことなどがありましたら、お願いしたいと思いますけど。

中川原豊志委員

一般質問等でも今回の8月豪雨について、いろいろ意見があっておりまして、私も確認させていただきたいところがあるんですけども、要は下野の排水ポンプの停止の件ですよ。

話によると、ポンプの位置が低かったんで、そこに浸水したため止まったというふうな状況だというふうにお聞きしたんですけども、その位置っていうのは、以前から大雨降る機会もあったんで、そこでいいかどうかという判断というのはできなかったのかなと、今後も含めてですね。

石丸健一総務部長

聞いておりますのは、今回の雨量が排水能力を超えたため、つかったというふうに聞いておりますので、その点からいうと、高い位置にあったとしても、いずれそこに行とった可能性はゼロではない。

ですから、地元のほうからは、容量を大きくしてほしいとか、それから今、委員がおっしゃったように、配電盤等の位置についても検討してほしいという御意見も地元のほうからもあっておりますし、市のほうからも、下野は県の管理になっておりますので、県の土木事務所に要望書等を出して、今後に向けてお話をしていくことになります。

ただ、もう一個言うと、大きい形にする計画自体もございますので、そちらのほうは、容量を大きくした形で、国のほうは考えてあるというふうには伺っております。

ただ、いずれにしても、今すぐとか、短期間で対応というのは、非常に難しいというふうに思っております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

地元の話によると、以前、電気やったのがディーゼルに変わとったもんで、そいけんが、つかってから、しまえたっちゃないやろうとか、そういう話も、聞いたりするとばってん。

どっちにしたって、今仮設ポンプを置いていらっしゃるというふうなことなんですけれども、その仮設ポンプで、例えば、台風14号が接近する可能性もあると。また大きい雨が降ったときに、それを稼働させないかんと。そのときの容量とか、仮設ポンプの位置とかというのは、安全なところに置いて仮設をされているのかどうかというのも確認はされておるですか。

石丸健一総務部長

一定のところには水が来る想定はなされているというふうには伺っております。

ただ、いずれにしても、もともとの容量の4分の1程度しかないというふうに、現在の仮設の分、伺っておりますので、また国等に、排水ポンプ車の派遣依頼等も視野に入れて、その辺は、例えば、台風であれば、いつ頃っていうのが分かるので、また河川事務所のほうに派遣依頼等をして、対応していくことになるのかなというふうに思っております。

中川原豊志委員

そういう台風とかの可能性もあるかもしれないので、ぜひ早め早めに手配もお願いしたいと。

それともう一点、下水のほう、下水ポンプについては、今回も想定外の雨が降ってなったのかもしれないが、そうなる、下水が使えませんかと言われるのが市民生活上、一番厳しいわけですね、トイレも行かれん、風呂も行かれんって。

せいけん、これはもう下水のほうに言ってほしいんですけども、やっぱりそういうことがないように、配電盤とかいろいろ、もう、ちょっと高めにされているって話は聞いたんですけども、くれぐれもそういうことがないようにだけ、お願いしときたいなと思います。

伊藤克也委員

すいません、住民の避難の件について、1点だけ教えていただきたいと思うんですけども、今回、世帯数と人数を見てみると、旭まちづくり推進センターには20世帯、40名の方が避難をされております。

昨年からのコロナ禍の中で、今までとその避難状況というか、そういったところも変わってきているのかなっていうことも思うんですけども、今回、ある程度密の状態という中で、本市がどのようなコロナ対応をされながら避難所づくりをされてきたのか。

それと、もし、そういった中で何か課題があったとすれば、そういった課題も併せて教えていただきたいなと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回の避難におきましては、コロナ対策として、受付を行うときに体温を測ったりとか、密にならないように間隔を取ったりして対応しているところになります。

また、これ以上の避難があった場合のことを考えまして、仮設のテントですとか、そういうのも確保しながら対応しているところになります。

あと、この前の議会での質問もあったように、例えば生理用品であったり、お子さんの紙おむつだったり、そういうのも用意するようにして、なるべくコロナであったりとか、避難された方の困りがないように、そういう点に気をつけながら、今回対応しているところになります。

また、今後も、コロナ禍であったり、避難については、いろいろ考えていかないといけないと思っておりますので、テントであったり、必要なものを随時確保していきたいと考えて

おります。

伊藤克也委員

今回、宿泊はなかったんですかね。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

避難所に来ていただいた方については、ほぼ宿泊をされております。

伊藤克也委員

宿泊方法を考えていく場合、他市では車中泊といったところも検討されているところもあると思うんですね。

もちろん、車中泊をするに当たっては、問題もあるかと思えますけれども、コロナ対策ということ考えた上では、そういったことも視野に検討しておく必要もあるのかなと思っておりますが、その辺り、どのように考えておられるのかを教えてください。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

伊藤議員が言われますように、今後につきましては、様々な形での避難について、市としても考えていく必要があると考えております。

そういうところを踏まえまして、今後いろんな対応を考えていきたいと思っております。

久保山博幸副委員長

今回の豪雨災害の浸水状況を私なりに見ていると、2年前は、基里んにきは、えらいひどかった、5メートルも浸水したし。

でも、今回は、川からオーバーフローすることもなく、ぎりぎりのところで被害がなかったそうですね。

しかし、真木町のほうは、えらい道路が冠水して、かなり2年前の状況と今回違って、だから、基里のほう、前よりも大分よかったなあっちゃうのは、やっぱりしゅんせつの効果が出ているのかなあという地元の話もあるとばってんが。

例えば、有明海の海面の高さとか、何かその辺の影響があるのかな、その辺の考察が必要なんじゃないかなあと思って。

単にそのしゅんせつ効果が出ているなら、それが一番よかとばってんが、それだけじゃなくて、何か海面のバランスの問題で、今回、基里地区に関して見れば、それほど被害が多くなかったけど、逆に真木町のほうは水位が高かったとか。

何かその辺の考察をする必要があるんじゃないかなあというふうに思っておりますが。

石丸健一総務部長

私たちは、避難情報を発信する際には、有明海の潮位は常に見ておきまして、潮位と河川の水位は連動するものというふうに考えておりますので、そのいずれも見てもどうするのかと

いう判断をしております。

それで、緊急安全確保を出したときには、潮位も非常に危ない、ある程度上がってくるような状況もありましたので、ああいう情報を出しておるわけなんですけど。

いずれにしても、特に昔、水屋町付近までは水が上がってきておったというようなお話もありますし、私たちは、やっぱり有明海、それから筑後川、あそこの水位は非常に鳥栖市に影響が大きいと思っておりますので、議員がおっしゃったように、これまで以上に、そこは注意して見ていかななくてはならないというふうに思っています。

それとあと、もう一つの、市内での氾濫、溢水が少なかったというのは、やはり私どもとしては、しゅんせつが短期的には一番効果を發揮しているのではないかというふうには思っております。

久保山博幸副委員長

しゅんせつの効果が出ているんじゃないかと私も思うんですが、やっぱり今回の豪雨で、また山下川の砂が、特に中学校、あの辺を蛇行しているもんやけん、またあそこに砂がたまっとるとですよね。

だから、いちごっこじゃなかばってんが、せっかくやってもらっとるばってんが、今の状況をまた見てもらって、しゅんせつの今後の必要性っちゅうのを、認識をもう一度深めていただければなと思っております。

中川原豊志委員

部も課も違うとばってん、今回、衛生処理場線も冠水したですもんね。そうでしょう。

それで、今、衛生処理場線拡幅工事をしよるじゃなかですか。

もう設計終わってしもうとっとやろうばってん、やっぱり、県道17号が冠水しとるばってん、衛生処理場線も冠水しとるけん、もうどこにも逃げられんとばってん、一般質問等でもやりよったばってんが、ごみの搬出とかするとき、せっかく今、衛生処理場線ば拡幅工事しよるとに、ちょっとかさ上げするわけにはもう今さらできんのかな。ちょっと思うんですけども、いかがですかね。

石丸健一総務部長

実は私も同じようなことを思いまして、担当課のほうに確認しましたがけれども、地元との話等で、かさ上げすることは困難ということでございます。

以上でございます。（「農家とかの話？」と呼ぶ者あり）

地元とのお話というふうに聞いております。

中村直人委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それじゃあ、以上で報告事項については終わります。

企画政策部審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

oo

午前11時19分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

企画政策部

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

資料については、書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長

こんにちは。

令和3年9月定例会総務文教常任委員会に当たりまして説明させていただきたいと思えます。

企画政策部につきましては、先ほど委員長からございました議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）と、後ほどになりますけれども、本日提案をさせていただきました議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を御審議いただく予定となっております。

中身の説明をと思いましたが、それぞれ少のうございますので、担当課長から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。

山本英規情報政策課長

それでは、議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のほうから説明いたします。

説明は、配付しております総務文教常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金152万円につきましては、10月から来年3月まで市民課でマイナンバーカードに関する事務のため、任用を予定しております会計年度任用職員1名分に係る報酬等の国庫補助金でございます。補助率といたしましては、10分の10となっているところでございます。

なお、当該補助金の歳出につきましては、市民環境部所管の厚生常任委員会で御説明することとしております。

向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

引き続き、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の40万1,000円でございますが、これにつきましては、令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合の返還金でございます。

市町村圏組合の運営費の精算により返還を受け入れるものでございます。

以上です。

山本英規情報政策課長

次に、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4情報管理費、節17備品購入費につきましては、紙の文書を読み取ってデジタル化するイメージスキャナー16台分の購入費用として96万8,000円を計上いたしております。（発言する者あり）

中村直人委員長

乙20号だけよ。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

マイナンバーカードについては、厚生常任委員会のほうに歳出であるとやろうばってんが、分かる範囲で。

実際、10月から任用職員を雇うというふうなことなんですけれども、現在のマイナンバー

カードの普及率と今回の取組で具体的にどういうふうなことを取り組むかっていう、何か施策みたいのがあるかどうか分ければ教えていただきたいと思います。

山本英規情報政策課長

本市のマイナンバーカードの交付率でございますが、令和3年8月1日時点で34.9%となっているところでございます。

次に、交付率アップに向けた取組につきましては、市民課において申請窓口の出張サービスの検討をしていると聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

その出張サービスというのは、例えば、どこかのまちセンに行くとか、どこか違うところですか、よかったら具体的に教えてください。

山本英規情報政策課長

タブレット端末を持ち出しまして、委員がおっしゃられるように、まちづくり推進センター等に出向きまして、申請の手続をする検討をしていると聞き及んでるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございますせんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中村直人委員長

次に、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

資料については、書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

資料は2ページでございます。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金4,823万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

今回、歳出につきましては、建設経済常任委員会のほうに審査していただいておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けている事業者に対して支援を行うようにしております。

そのため、中小企業者への応援金及び感染対応に関して、県の認定を受けた飲食店を増やし、市民が安心できる環境をつくるために支援するものでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、質疑を行いたいと思いますが、ありますか。

伊藤克也委員

すいません、これも担当課が違うんで、答えられる範囲で結構なんですけれども、“佐賀支え愛”感染対策認証制度については、今、本市で大体どの程度普及しているのかを教えてくださいなと思います。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

令和3年8月12日現在で42店舗と聞き及んでおります。

以上です。

伊藤克也委員

大体どれぐらいの割合になりますか、本市にある飲食店におけるその42件っていうのは、何%ぐらい普及しているっていうふうになりますか。

有馬豊和総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長

8月12日現在で42店舗、県全体で779店舗と聞き及んでおります。

すいません、市の全体の件数というのが今把握できていないんですが、もっとこれが増えて、安心して行けるようになればと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

本市のその認証を受ける店舗が、より増えるための、今回の補助とか、そういったことだと思いますので、できる限り、増やす努力は、全体でしていただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

教育委員会事務局の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

oo

午前11時34分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

教育委員会事務局

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

資料については、書記からタブレットに送信をいたします。

では、執行部の説明を求めます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

おはようございます。

それでは、議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の教育委員会事務局関係につきまして、御手元に配付させていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、3ページになっております。

今回は、歳出のみの補正となっております。

まず、款10教育費、項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節14工事請負費につきましては、鳥栖小学校プール循環ろ過装置改修工事に要する費用を計上しております。

現在のろ過装置は平成6年に設置しましたもので、27年を経過し、老朽化が著しく、修理が困難なため、ろ過装置の更新を行うものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節14工事請負費につきましては、基里中学校プール循環ろ過装置改修工事に要する費用を計上しております。

現在のろ過装置は、平成2年に設置したもので、31年を経過し、老朽化が著しく、修理が困難なため、ろ過装置を更新するものでございます。

なお、鳥栖小学校につきましては、プールとろ過機間の配管の口径を大きくする必要がありますので、その分の工事費200万円が増額となっております。

説明は以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今の説明では、単純に言ったら、老朽化したんで改修したいということなんですが、鳥栖小学校、基里中学校という2校だけなんやけど、多分、ほかの小学校、中学校についても老朽化が進んでいるんじゃないかなと思うんですね。

それで、特にこの2つがひどかったからということなんですけれども、今後、やっぱりほかの小学校、中学校についてもやっていくんだらうと思うんですけどね。

ただ、大規模改造と同じように、小学校、中学校合わせて12校かな。

だから、やっぱり、年に2つだけではね、どうなんかなあと思うんやけど、もっとその辺については、修理するところ、もっと増やしてやると、今後の問題として、せんといかんじやなかなと思うんですけど、その辺の今後の予定というのは、どんなふうになっているんでしょうか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

小中学校12校ございまして、老朽化しているものは結構あります。

それで、特に急がなければならない2校を今回上げさせてもらっております。

ほかの学校につきましても、今後計画的に進めていきたいと思っております。

新規で更新は、かなり以前、多分、もうここ10年以上はしていないみたいで、古いものに

つきまして、それぞれ小さな修理とかをやってきて、どうにか維持してまいっております。

でも、この2校は特に老朽化が激しくて、修理がもう難しい状況になっていると。

それで、特に古い機械なので、修理部品が、これ壊れたら、もう直せませんよというような部品もありますので、そうなる前に、とにかく緊急を要する2校を今回計上させていただいております。

ほかの学校につきましても、老朽化したものについては、更新をしていきたいと考えております。

尼寺省悟委員

だから、さっき言った繰り返しになるんやけれども、今平成2年とか6年とか、もう20年とか30年たっているから、ほかの学校についても同様な事態になっているんじゃないかならうかと思っておりますので、そういう点では、もっと計画的にというか、2校やけど、もっとやるところの学校の数を増やした形で計画でやっていく必要があるんじゃないかならうかと思っておりますので、それだけです。

久保山日出男委員

この予算に関連することをごさいますけど、プールの関連でございまして、ひとつ確認だけしていただきたいのは、基里小学校のプール、西側のネット、立派に工事されているようでごさいます。

しかし、南側のネットの支柱のところは、何かあやふやな感じみたいですので、用務員さんのほうから聞いておりますので、確認の上、早急に修理等をしていただきたい。

要するに、腐れたりするんだから、結果的に危ないから。

西側のほうは完全にされているようでごさいますので、確認してもらって——基里小学校です。

確認はしてください、用務員さんに。言われたということで、私、聞いてきましたので。この際、言っておきますよって言っておきましたから。

南側のものは、さびておるけん、危ないけんってということで、この際ですので。

確認と、分かれば、すぐ修理しとっていただきたいと思っております。

以上です。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

確認をいたしまして、適切に対応してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

久保山日出男委員

それでは、早速、よろしく願いしときます。

尼寺省悟委員

プールの関係で、直接これとは関係ないんやけれども、この際だから聞くけど、今度、鳥栖市内の小学校、中学校、プールはみんなコロナで閉鎖したんよね、そう聞いているけど、そうなんですか。閉鎖はしていない？

中島達也学校教育課長

特にコロナの対応としての閉鎖というのは、授業におきましては、いたしておりません。以上です。

中村直人委員長

授業だけで。（「夏休みは？」と呼ぶ者あり）

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

失礼します。

夏休みに関しましては、12校のうち11校は開放しないということでした。

1校のみ、麓小学校のみ開放予定をしておりましたが、コロナの感染拡大によって、そちらも閉鎖ということで、予定を変更して閉鎖ということになりました。

以上でございます。

尼寺省悟委員

要するに、コロナの関係で、夏休みは閉鎖したということですね。

まあ、ある意味仕方ないってあるんやけれども、子供たちの立場から見たら、河川プールが全部、沼川にしても、全て中止になって、そういった意味じゃあ、夏休み、ちょっと、あれっと思ってね。

そういう意味で、もし、できるならば、開放してほしかったんやけど、これは、だから仕方ないようにありますけどね。

分かりました、いいです。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

質疑を終わります。（発言する者あり）

取り消します。

久保山博幸委員

プールの件でお尋ねなんですけど、今回の一般質問の中でも、今回、その装置がかなり高額で、また、そのプール自体の補修かれこれで、予算がそれなりにかかってくるということで、各校プールを持つんじゃなくて、例えば、将来的に健康スポーツセンターとか、何かその辺を共有してとかいう話もあったんですが、教育委員会の考え方、まず、各校にプールは

必ず設置しなくちゃいけないとか、何かそういう基準みたいなやつはあるんですか。

昔、基里中学校、小学校のときは、中学校がなかったのかな。だから、小学校のプールを、横断歩道を渡って使用したっていう時期があるとぼってんが、質問の意図としては、その辺に、校区内のプールを共有できるような、そういう考え方もあるのか。

あるいは、もうプールは各校確保をしていくという考え方なのか。

中島達也学校教育課長

学校プールの使用につきましては、以前にも議会で御答弁させていただいたところと重なるところがございますが、小学校、中学校におきましては、それぞれ児童生徒の発達段階とか、実態に応じまして、学習指導要領に示されている目標に向けて計画的に水泳の授業というのを実施しているところでございます。

また、このことが子供たちの生涯にわたって運動に親しむ資質とか能力、そういったものにもつながっているところでございます。

また、学校によりましては、水の事故を未然に防ぐということで、着衣水泳、こういったものに取り組んでいる学校も多くございます。そういったことを考えていったときに、やはり水泳の授業というのは、まずもっては必要であるということで考えているところでございます。

ただ、先ほど来御指摘があるように、実際プールを使うのは約2か月ほどでございます。

ただ、その2か月間に当然、浄化槽の運転経費とか、維持管理費、修繕等、こういった経費が必要となってまいります。

確かに、民間を利用すれば、そういった経費というのが不要になってまいりますところではありますが、特に指導の面を考えましても、例えば、教員プラスその民間プールの指導員の方が指導に当たっていただくということで、技術的な面とかでは、やはりかなり効果が期待できるところではあるんですが、じゃあ、実際にそれだけ受け入れる数のプールがあるのかと、民間施設としてのプールがあるのかという問題。

また、児童生徒の移動も考えなくてははいけません。

そういったところ、安全面での対応、こういった新たな課題っていうのがどうしても出てきてまいります。

そういったところで、現時点では、教育環境の充実という観点から考えたときには、やはり校地内に整備をしていったほうがよいということで考えているところでございます。

中村直人委員長

質疑を終わります。

議案甲第25号工事請負契約の締結について

中村直人委員長

次に、議案甲第25号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

資料については、書記からタブレットに送付いたします。

では、執行部の説明を求めます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

それでは、議案甲第25号工事請負契約の締結について説明をいたします。

資料は、鳥栖市議会定例会議案（その2）と定例会議案参考資料（その2）を参照いただきたいと思えます。

まず、定例会議案（その2）のページをめくっていただいて、3ページでございますが、こちらが工事請負契約の締結についてということで、田代小学校校舎大規模改造工事（建築工事）。

契約の金額が9億5,150万円。

契約の相手方が株式会社栗山建設と、今泉建設株式会社、株式会社坂口組の3社の共同企業体となっております。

次に、参考資料（その2）のほうをお開きください。

1枚めくっていただいて、3ページをお願いします。

こちらが契約書の内容となっております。

契約期間は、鳥栖市議会の議決を得た日の翌日から令和6年1月19日まで、3年度で行う予定でございます。

金額につきましては、先ほど申しましたように9億5,150万円。

この契約につきましては、8月26日に入札を行いまして、8月27日に仮契約を行っております。

工事の内容でございますが、田代小学校校舎大規模改造工事ということで、田代小学校は、昭和46年に建築されまして、50年経過しております。

それから、昭和63年に改修を行いまして、この改修から33年を経過しております。

1ページめくっていただいて、4ページを御覧ください。

4ページが全体の図となっておりますが、上のほうの普通教室棟と管理特別教室棟の2棟の全体の改修を行います。

内容としましては、コンクリート躯体を残して、ほぼ全面的な改修となります。

屋上の防水から外壁の塗装、それから、内装につきましても、壁、床、天井、全て更新を行います。

ただ一部、床につきましては、木の板が、まだしっかり残っていて、研磨によって再生するというのが一部ありますけれども、全面的な改修。

それから、上下水道管も全て更新をいたしまして、全体的にはほぼ新築に近づくような改修を行います。

それで、改修に当たりましては、校舎の南側グラウンドに仮設校舎を2棟建築いたしまして、順番としましては、まず、管理特別教室棟南側、こちらが職員室とか、特別教室が入っております。これを第1期として工事をいたします。

その後に、北側の普通教室棟の西側半分。これは普通教室で、西側半분을第2期として行いまして、その後に普通教室棟の東側半분을第3期として行いまして、令和6年1月19日までの工期として着工をする予定です。

説明につきましては、以上でございます。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

ちなみに、今回の入札に当たっての業者、建設企業体、JVでしようけれども、何JVで、落札率がどのくらいであったのかを教えてくださいたいと思います。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

JVでした理由としましては、鳥栖市建設工事共同企業体取扱要綱というのがございまして、建築工事におきましては、設計金額が5億円以上はJVでできるということになっておりますので、これに当てはめまして、JVでということでした。

JVは2者が入札に参加しております。

あと、すいません、今手元に正確な数字を持ち合わせておりませんが、約99%の率でした。

伊藤克也委員

まず、工事関係車両の出入りについて、どのような経路、方法で考えておられるのかを教えてくださいたいと思います。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

まず、最初の仮設校舎につきましては、南側から入るようになります。

それから、改修工事につきましては、北西のところの一応、空いたスペースがございしますが、ここに仮設事務所を造りまして、資材置場等も一応この辺りに置きますので、北側か

ら入って、中庭のほうにもものを持っていくというような形になります。

その後、最終的には、東側の駐車場、職員駐車場がございますが、この辺りからも車両を入れるように計画されております。

その時期に応じて、子供たちの通路は確保するように、今からきちんと計画を立てますが、安全面に配慮していきたいと思っております。

伊藤克也委員

まず、仮設校舎を建てるときには、子供たちが通学路として入っている正門から車両が入っていくってことですか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

その点は、正門から入ります。

ですから、これにつきましても、通学の時間帯とか、その辺を調整しながら、安全面にはしっかり配慮していくようにやっていきます。

伊藤克也委員

そうですね。子供たちの通学時間は、その辺は搬入をやらせないっていうか、できないっていうふうな配慮をしていただければと思います。

それと、東側の、今職員駐車場として利用しているところも資材等について考えられているってことなんですけれども、ここも入ってくるには、当然、車の幅っていうか、車道が物すごく狭いですよね。

一般の方も出入りを、進入されたり、通行されますけれども、その辺、大丈夫ですか。

安全面とか、一般の方の出入りの邪魔にならないとか、そういったところ、大丈夫ですか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

ここは、道そのものが狭いんで、大型のものは、まず切返しができないと思います。

ですから、大型のものは、もう北側の辺りを使うとか、そういったところで考えています。

それで、ここの職員駐車場に車が入る時期になりましたら、もう当然、全然使えませんので、西側のグラウンド、まちセンの下のグラウンドの西側駐車場がございますので、そちらを駐車場として使うように考えて、ここには、職員は一切止めないというようなことで対応していきたいと思っております。

当然、安全管理におきましては、十分な打合せをして、それが一番大事なことですので、しっかりした計画を取っていきたいと思っております。

伊藤克也委員

よろしく申し上げます。

それと、屋内運動場については、今回、特に改修等ありませんけれども、たしか以前、

雨漏りがしているっていうふうなことも聞いたりとか、知ってたんですけど、その辺、今のところ特に問題はないですか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

今回の大規模改造には、屋内運動場を含めておりません。

それで、雨漏りに関しては、別個対応していきたいと考えております。

伊藤克也委員

雨漏りも、結構、もう数年前ぐらいから、私も聞いて、何とか対応してくれっていうふうなことも聞いていますので、その辺も併せて検討していただければと思っています。

取りあえず以上です。

久保山博幸委員

仮設校舎の子供たちの便所の数については、支障なく使えるような……、要するに設置個数ですね。その辺りは、どういうふうな計画になったんですか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

便所が使えなくなるのは、管理棟の場合は、ほぼ職員でございます。ですから、そう数は必要ないと思います。

資料の5ページを見ていただきますと、第2期が東側半分となります。

こちらの場合は、東側のトイレがございますので、この西側の教室の分だけが仮設校舎に移りますので、その分ですので、それぞれトイレはつけますので、不自由なく使えるような設計はしてもらっております。

中村直人委員長

いいですか。

久保山博幸委員

はい。

小柳秀和教育部長

先ほど落札率の数字のことと言われておりましたけれども、99.05%でございましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、議案外の報告をしていただきますので、関係のない職員は退席されて結構です。

〰〰〰

議案外の報告（教育総務課・生涯学習課）

教育大綱の改正について

成人年齢の引上げに伴う成人式の在り方について

中村直人委員長

それでは、報告をお願いいたします。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

それでは、教育大綱の改正について御説明をいたします。

教育大綱は、平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づきまして、鳥栖市の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を平成28年3月に定めております。

鳥栖市教育大綱は、鳥栖市総合計画を基本に策定することとしておりまして、本年3月に鳥栖市総合計画が改定されましたことから、教育大綱の見直しを行ったものでございます。

資料は、まず、1枚めくっていただいて、「はじめに」というところから始まりますが、「はじめに」は特に改正をしておりません。

それで、次の2の大綱の位置づけということで、第6次鳥栖市総合計画を第7次鳥栖市総合計画、令和3年度から令和12年度に改めております。

それから、3の教育の基本理念でございしますが、内容的には、そのまま踏襲しておりますが、読みやすく、分かりやすくということで、箇条書に改めております。

一言だけ、この前の大綱では、国際社会で活躍できる人財という「財」という字を入れておりましたが、今回、普通の「材」に改めております。

次のページをお開きください。

教育方針の1から4までの4点を記載しております。

それで、教育方針ごとに総合計画に合わせてSDGsとの関連づけを行いまして、SDGsのマークをそれぞれ記しております。

まず、教育方針の1につきましては、総合計画に合わせまして、子どもたちが社会の形成者として成長できるような教育を推進しますという言葉新たにしております。

下の各項目につきましても、総合計画の記載に合わせまして、教科「日本語」、ICT教育、環境整備、コミュニティ・スクール、インクルーシブ教育を取り上げております。

次に、教育方針2でございします。

こちらも総合計画の記載に合わせまして、自主的な学びを主体的な学びに変更しまして、豊かで安心して暮らすことができる社会をつくり出すという項目を追加しております。

次のページを御覧ください。

教育方針3でございます。

下に四角印で入れております2項目の内容の趣旨は変わっておりませんが、これも総合計画に合わせたところで、文化芸術活動の振興と担い手を支援、それから、「する」、「見る」、「支える」というスポーツに対する多様な関わり方という表現を変更させていただいております。

教育方針4については、変更はございません。

説明につきましては、以上でございます。

中村直人委員長

それでは、報告についての説明が終わりましたが、この際、確認事項等がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、もう一点。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

それでは、生涯学習課のほうから1点報告をいたします。

まず、成人年齢の引下げに伴う成人式の在り方についてでございます。

令和4年4月1日から、民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることから、成人式の在り方につきまして議論をしてまいりましたけれども、対象年齢を18歳とした場合、対象者の多くが進学や就職など、人生選択の重要で、かつ多忙な時期であり、参加者の大幅な減少も想定されることから、落ちついた環境で式典を開催することが困難だと考えております。

他方、20歳を対象とした場合、20歳の成人式が定着していること、また、飲酒、喫煙の年齢制限が取り払われる節目でもあることから、名称につきましては、今後検討いたしますけれども、20歳の式典が妥当であると考えたところでございます。

それで、これにつきましては、社会教育委員会の会議及び教育委員会定例会で承認を受けまして、市長の決裁を終了したところでございます。

また、県内の状況といたしましては、20市町ある中で19の市町が20歳で式典を行うというふうになっております。

以上、報告とさせていただきます。

中村直人委員長

じゃあ、今の報告についても何かありましたら。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

以上で議案の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

委員の皆さんだけ残っておいてください。

〔執行部退席 〕



意見書案

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

中村直人委員長

時間は過ぎておりますけど、1点だけ意見書の関係がありますので、その点について皆さんと協議をすれば本日の委員会を終わりますので、よろしいですか、続けて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、全国市議会議長会からの意見書提出について、議会運営委員会より全国市議会議長会から依頼があった意見書については、総務文教常任委員会から提出するということが決まっておりますので、その文面については、ただいま書記のほうからタブレットに配信しております。

こちらの意見書については、16日の自由討議の前に採決をしたいと考えております。

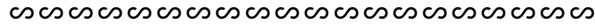
それで、このことについて御意見等があればお願いしたいと思いますが、なければ、この文面をもって意見書案に代えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

もし、何かあれば、あした休会ですけれども、あしたぐらいまでに事務局のほうに相談をしておいていただければ、16日の前に協議をしますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見書の取扱いについては、以上のようにさせていただきたいと思います。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あしたは休会、16日は現地視察となっておりますが、今のところないですね。
いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なければ、10時から委員会を開会したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。



中村直人委員長

では、本日はこれをもって散会いたします。

午後0時7分散会

令和3年9月16日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

企画政策部長 松雪努

教育部長 小柳秀和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

意見書案

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

[採決]

自由討議

議案審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案甲第25号工事請負契約の締結について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

総務文教常任委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

意見書案

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

中村直人委員長

自由討議に入ります前に、先般のコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本意見書について、それぞれ皆さんのところに、新たにタブレットに配送されているかと思いますがけれども、本会議での議決のためにこの総務文教常任委員会から議長へ提出することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

内容について、皆さんには言っていました、この内容でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、その内容で私のほうから提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

自由討議

中村直人委員長

委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、発言をお願いしたいと思いますのですが、何かありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部交えての総括に入りたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前10時6分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

総 括

中村直人委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて、それぞれ総括的に御意見等があったらお願いしたいと思いますが。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

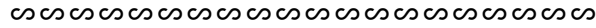
総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

採 決

中村直人委員長

これより、採決を行います。



議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

中村直人委員長

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中村直人委員長

次に、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第25号工事請負契約の締結について

中村直人委員長

次に、議案甲第25号工事請負契約の締結について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案甲第25号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

〰〰

中村直人委員長

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰

中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時8分散会

令和3年9月29日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼秘書係長 森岡敬晶

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課防災係長 於保順一

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務課参事兼課長補佐兼職員係長 田中秀信

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 秋山政樹

財政課長補佐兼管財係長 下川広輝

契約検査課長 有馬秀雄

契約検査課長補佐兼契約検査係長 真子寛盛

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

会計管理者兼出納室長 村山一成

出納室審査出納係長 高島香織

議会事務局長 橋本千春
議会事務局庶務係長 西木純子
議会事務局次長兼議事調査係長 横尾光晴
選挙管理委員会事務局次長 縄田明久
監査委員事務局長 古賀達也
監査委員事務局次長 飛松研二

企画政策部長 松雪努
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣
総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 有馬豊和
総合政策課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐 田中大介
情報政策課長 山本英規
情報政策課長補佐兼情報政策係長 廣重浩三
情報政策課長補佐兼広報統計係長 徳淵英樹

教育部長 小柳秀和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

審査日程の決定

議案審査（総務課・財政課・選挙管理委員会事務局）

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（契約検査課・庁舎建設課）

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（出納室・議会事務局・監査委員事務局）

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案外の報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

公共施設中期保全計画一覧表

〔報告、質疑〕

所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」について）

公共の場におけるWi-Fi機能の配置について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時15分開会

中村直人委員長

総務文教常任委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

審査日程の決定

中村直人委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

御手元に審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてでございます。

審査日程につきましては、本日29日は総務部、企画政策部の審査を行いたいと思います。

その後、議案外の報告を受け、議長のほうからも来ておりましたが、議会報告会関連の所管事務調査を行いたいと思います。

明日30日は、教育委員会事務局の審査及び議会報告会関連の所管事務調査、10月1日は休会、4日は現地視察、議会報告会関連の委員間協議、新庁舎に関する所管事務調査報告書についての委員間協議を行った後、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

あと、現地視察については、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程については、御手元に配付のとおり決しました。

続きまして、副委員長のほうから現地視察につきまして説明をお願いいたします。

久保山博幸副委員長

委員の皆様から御希望の場所があれば調整をいたしますので、本日夕方までに御連絡をお願いいたします。

なければ、4日は現地視察を行わず、委員間協議、総括、採決とすることについて御確認をお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、現地視察は以上のとおりとさせていただきたいと思いをします。

なお、この後審査に入っていくわけですが、新型コロナウイルスの状況を考慮し、執行部からの決算審査の説明は、概要は主要施策の成果の説明書に書いてありますので、昨年を引き続きまして、主なもの、特に原則1,000万円以上、不用額の大きかったもの、新規の事案だったものなどについて、簡潔な説明の中で審査を進めていきたいと思っておりますので、御了解のほどよろしくお願ひしたいと思いをします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように進めていきます。

それでは、総務部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前11時20分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

総務課・財政課・選挙管理委員会事務局

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

まず、総務課、財政課及び選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算についてを議題といたします。

なお、決算書のほか、参考資料としてタブレット本棚の決算における主要施策の成果の説明書も説明に使用されますため、書記からお送りします。随時お使いください。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部長

令和2年度の決算審査をいただく前に一言御挨拶申し上げます。

総務部関連につきましては、総務課をはじめとする4課1室3局分でございます。関連する予算科目といたしましては、歳入の主なものとして、各種交付金、地方交付税、寄附金繰入れ、繰越金などがございます。

歳出につきましては、議会費、総務費、消防費、公債費などが主なものでございます。

業務の執行状況につきましては、先ほど委員長からお話がありましたとおり、3つに分けて、その主なものを担当課長から説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、令和2年度の決算につきまして、総務部関係のうち、総務課、財政課、選挙管理委員会事務局の主なものについて御説明させていただきます。

説明は、令和2年度鳥栖市歳入歳出決算書によって行いますので、よろしく願いいたします。

まず、決算書の41ページ目、42ページ目をお願いいたします。

款2地方譲与税につきましては、まず、このページの項1地方揮発油譲与税をはじめといたしまして、次の43ページ、44ページになりますが、項2自動車重量譲与税、次の項3森林環境譲与税がございまして、地方譲与税全体といたしまして、2億3,870万1,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款3利子割交付金から、款8ゴルフ場利用交付金までも、各種交付金の交付を受けておりますけど、この中で、款7地方消費税交付金につきましては、16億4,193万9,000円の交付を受けております。

別に資料としてお出ししております、主要施策の成果説明書の122ページ目をお願いいたします。

こちらのほうに、社会保障財源化分の使途を掲載しております。

地方消費税交付金のうち、8億1,693万9,000円が社会保障財源化分として交付されております。

この社会保障財源化分の使途につきましては、社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に使用することとされておきまして、本市におきましては、その全体経費が約109億7,000万円ございまして、国県支出金等を除きました一般財源分が約46億5,000万円ござい

ますので、これに充当しているという表になっているところでございます。

次に、決算書に戻っていただきまして、45ページ目、46ページ目をお願いいたします。

款9環境性能割交付金から、款13交通安全対策交付金までも、各種交付金の交付を受けておりますが、この中で、款12地方交付税につきましては、7億4,799万5,000円の交付を受けております。その内訳といたしましては、普通交付税が4億2,569万7,000円、特別交付税が3億2,229万8,000円となっております。

次に、47ページ、48ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料のうち、電柱敷地料等の部分につきましては、338万3,504円となっておりますが、こちらは、九州電力の電柱やN T Tの電話柱、無線基地局鉄塔などの敷地料が主なものとなっております。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、決算書の61ページ、62ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、110万円につきましては、子どもを見守る防犯カメラ11台の設置に対する補助金になっております。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、71ページ目、72ページ目をお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付け収入、節1土地貸付収入のうち、財政課分といたしましては、京町ビル敷地等の貸付料として38万2,474円となっております。

次に、目2利子及び配当金につきましては、総額113万2,817円となっております。

このうち、総務課、財政課関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子1万1,895円をはじめ、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子でございます。

次に、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入5,147万6,570円のうち、財政課分といたしましては、売払い予定となっております麓駅前の普通財産を令和2年3月17日に売却した分といたしまして、983万9,000円を収入しているところでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じく、決算書の71、72ページの下段になります。

款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、次のページに移っていただきまして、節1総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附金について、3万5,495件、6億316万3,912

円の寄附を頂いたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、73ページ目、74ページ目になります。

款20繰入金、項1基金繰入金につきましては、それぞれの基金を取り崩し、財源として繰入れを行ったものでございます。このうち、財政課分といたしましては、目1財政調整基金繰入金1億91万4,000円、目2減債基金繰入金2,642万1,000円分でございます。

次に、75ページ目、76ページ目をお願いいたします。

款21繰越金につきましては、11億1,923万3,590円となっております。

続きまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項5収益事業収入、目1競馬事業収入1,800万円につきましては、佐賀県競馬組合の令和2年度収益に基づいて配当されたものでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして項6雑入、目4雑入、次のページ79ページ、80ページをお願いいたします。

節3消防雑入の消防団員退職報償金等342万2,744円は、消防団員等、公務災害補償等共済基金から、退団された11人分の退職補償報償金等を受け入れたものでございます。

次に、節4雑入のうち、総務課関係について申し上げます。

退職手当等企業会計負担金1,637万5,676円につきましては、退職者のうち企業に在職した者6人分の在職期間中の退職手当負担金等を受け入れたものになっております。

以上です。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

同じく、総務雑入のうち財政課分について申し上げます。

79ページ、80ページの中段下ぐらいになりますが、競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費としてミニ場外馬券場での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

新市町村振興宝くじ収益金交付金、こちらがハロウィンジャンボ宝くじで、その下の市町村振興宝くじ収益金交付金、こちらがサマージャンボ宝くじの分についてでございますが、これもそれぞれの収益についての鳥栖市配分金となっております。

建物総合損害共済金につきましては、令和元年9月の台風に伴います市民プール管理棟の被害と、令和2年7月の大雨による御手洗の滝キャンプ場管理棟の被害及び令和2年8月の落雷による陸上競技場電気設備分の被害の部分についての共済保険金となっております。

次に、87ページから88ページに飛びますが、よろしく願いいたします。

款23市債につきましては、総額18億4,790万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。

このうち、総務課、財政課関連といたしましては、目4消防債300万円につきましては、防災基盤整備事業に係る借入れでございまして、内容といたしましては、消火栓新設に係るものでございます。

次に、目6臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振替措置として、臨時財政対策債4億円を借り入れたものでございます。

次に、89ページ、90ページの最後になります。

目9減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の算定上減収となりました地方消費税交付金及びたばこ税の分について、9,300万円を借り入れたものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、続きまして、歳入について御説明させていただきます。

決算書の93ページ、94ページをお願いいたします。

款2総務費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員31人の報酬が主なものとなっております。

節2給料につきましては、市長、副市長の特別職及び職員75名分の給料と臨時的任用職員5人分の給与となっております。

節3職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当、期末勤勉手当、退職手当、会計年度任用職員の職員手当などが主なものとなっております。

節8報償費につきましては、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金及びふるさと寄附金について、ふるさと寄附をいただいた方への謝礼品代でございます。

節12役務費は、寄附システム等手数料は、ふるさと寄附を管理するシステムの使用料などでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、嘱託員の委託料やふるさと寄附の謝礼品管理等委託料になります。

節18備品購入費につきましては、年度途中の職員採用に伴う机等の常用備品購入費等となっております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国高等学校駅伝大会出場補助金につつま

しては、京都で開催されました全国高等学校駅伝競走大会に出場いたしました鳥栖工業に対する補助金でございます。

続きまして、99ページ、100ページをお願いいたします。

目2秘書費の主なものについて申し上げます。

節9の旅費につきましては、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続いて、101ページ目下段から104ページ目にかけてをお願いいたします。

目5財政管理費について申し上げます。

節9旅費から節19負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成や予算書、財務書類の作成、市債の発行管理に要する経費でございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

決算書103ページ、104ページをお願いいたします。

目7財産管理費の総務課分につきましては、節11需用費は、庁舎管理のための新型コロナウイルス感染症対策消耗品や庁舎の修繕料が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

目18備品購入費は、シュレッダーや公用車のドライブレコーダーの購入費になります。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

103ページ目から106ページ目にかけての、目7財産管理費のうち、財政課分の主なものについて御説明させていただきます。

105ページ、106ページ目をお願いいたします。

節12役務費のうち、建物共済保険料につきましては、庁舎をはじめとする建物、構築物などの保険料でございます。

また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険料及び任意保険料でございます。

次に、113ページ、114ページの下段のほうをお願いいたします。

目12財政調整基金費につきまして、まず、財政調整基金積立金につきましては、4億5,801万1,895円を積み立てておりまして、令和2年度末の残高は約41億円となっております。

次に、減債基金積立金につきましては、2,642万5,032円を積み立てておりまして、同じく年度末残高は約14億6,000万円となっております。

続いて、目13公共施設整備基金費につきましては、1億2万3,835円を積み立てまして、令和2年度末の残高は約33億円となっているところでございます。

以上でございます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、119ページ、120ページをお願いいたします。

項4選挙費は、選挙管理委員4名の報酬、選挙管理委員会事務局職員2名の人件費などの事務に要する経費でございます。

207ページ、208ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものについて申し上げます。

節19負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基地区消防事務組合の鳥栖市負担金及び令和2年度に発足した県防災航空隊の鳥栖市負担金になります。

次に、目2非常備防災費の主なものについて申し上げます。

節1報酬の消防団員報酬は、団長、副団長以下団員の報酬でございます。

節8報償費の退職報奨金等につきましては、令和2年3月末に退職した消防団員11人の退職報奨金でございます。

続きまして、209ページ、210ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものを申し上げます。

節15工事請負費につきましては、第1分団本部格納庫のシャッターや外灯の補修工事費が主なものになります。

続きまして、目4防災費の主なものについて申し上げます。

節11需用費につきましては、目2、節11需用費及び節13委託料から流用をいたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、避難者用のテントや簡易ベッド等を購入したものでございます。

節16原材料費につきましては、令和2年7月豪雨に際して、土のう袋等を購入したものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、飛びますけど、257ページ、258ページをお願いいたします。

款12公債費についてでございます。

公債費につきましては、17億4,950万2,535円支出をいたしておりますが、このうち財政課分につきましては、目1元金分が16億5,412万3,645円、目2利子が地方債利子9,534万3,160円となっております。

続いて、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金預託の利息と基金用地貸付料の基金への繰出金となっております。

次に、款14予備費について申し上げます。予備費につきましては、緊急の事態に対応するため、2,765万7,000円を充用したところでございます。

主なものとしたしましては、昨年7月豪雨に対する応急対応などによるもの、あと、新型コロナウイルス感染症への対応などによるものでございます。

なお、残額が2,234万3,000円となったところでございます。

以上で総務課、財政課、選挙管理委員会関係の決算の主なものについて説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山日出男委員

予算の歳出のほうで94ページをお願いいたします。

給与等につきましては、75名の約2億9,800万円ということでございます。

その下でございます。それに対する時間外手当、約1億3,585万8,000円ということですが、まず、現在もノー残業デーっていうのは、やっているのか——前もって言っておけばよかったんですが。

それと、分かれば、1人で一番多いのは何時間ぐらいされているのか、上位から3名ぐらいが分かれば教えていただきたい。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ノー残業デーにつきましては、現在も行っておりまして、水曜日を主体として行っているところです。

なお、時間外が一番多い職員につきましては、1人の職員では手元に持っておりませんが、多い課につきましては、財政課の財政係が1人で540時間、あと、総務課文書法制係、1人当たり530時間等が1人で多い部署でございます。

あと、商工振興課につきましても、商工観光労政係が1人当たり518時間となっているところでございます。

以上、お答えといたします。

久保山日出男委員

財政課の540時間っていうのは、年間トータルでしょうから。

分かりました。その辺のところであれば、ちょっと多いんじゃないかなというふうに思ったもんですから、お聞きした次第です。

できるだけ、休職される方も多かもんで、その辺のところも、総務課としては、やっぱり

健康状態を考えて、各課の人事配置つちゅうのも、そういう配属の仕方までは考えてやらなくちゃいけないんじゃないかと思っております。

それと、時期的によれば、職員の暇なときも忙しいときもありましょうが、ある程度、バランスは、常に総務課が人事握っていますので、その辺には十分配慮していただきたいと思っております。

健康を害して休む方も多んじゃないかなと思うんで、それ、聞きますもんですから。その面で聞きました。ありがとうございました。

それと、もう一つようございましょうか、委員長。

中村直人委員長

はい。

久保山日出男委員

208ページでございます。

消防団ですかね、これは。

非常備消防費の中での退職報償金、11名に854万2,000円お支払いになっておりますが、大体、その11名の勤務された年数等が分かれば——大体で結構でございますが、どれぐらい消防団として勤務されているのか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回退職されました年数につきましては、団員で言いますと、5年以上10年未満の方が2人、10年以上15年未満の方が1人、15年以上20年未満の方が1人、25年以上の方が1人になります。

また、部長及び班長につきましては、5年以上10年未満の方が1人、10年以上15年未満の方が3人、15年以上20年未満の方が1人、20年以上25年未満の方が1人となっております。

久保山日出男委員

お聞きしましたけれども、一番多い方で、年数も当然ありましょうが、お幾らぐらいになったのかなと。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

一番金額が多い方につきましては、51万9,000円となっております。

以上でございます。

久保山日出男委員

ありがとうございます。

それじゃ、例えば、11名お辞めになりましたけれども、新たに入ってこられた方は何名でしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

令和2年度に入団された方につきましては、15人でございます。

久保山日出男委員

分かりました。

ありがとうございました。

中川原豊志委員

歳入のほうですけれども、先ほど議案質疑もありましたけれども、ふるさと寄附金についてもう少し教えてほしいなと思っておりますが、令和2年度が6億316万3,000円ほど。

ここ数年前からの推移というのが分かれば教えていただきたいと。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

決算ベースで言いますと、平成30年決算が4億2,897万2,000円、令和元年度の決算が4億5,524万円、今年度が6億316万4,000円となっております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

徐々に増えてきているってところかなと思っておりますが、議案質疑もありましたけれども、他の市町と比べて、鳥栖市の状況、もう少し増えてもいいのかなと思ったりもするんですけども、何か取組とか……、よその市町があるんで、上峰町だったり、基山町だったり、多いところがあるって話なんですけど、取組について教えてもらえないかなと思っております。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

中川原議員の御質問にお答えします。

ふるさと寄附の状況につきましては、総務省のホームページのほうで出ております。

まず、佐賀県においては、残念ながらということで、20市町ありますが19番目になります。

佐賀県が全国で1番、2番の寄附金額を集めている県ということもございますが、19位ということなんです。

それで、全国の順位でいきますと1,788団体あるうちの250番程度ということになっております。

それで、県内においては、西側の市町については、農作物、果物であるとか、あるいは焼き物であるとか、佐賀県全体的には、どの自治体でも出せるんですけど、佐賀牛がございませぬ。

そういった特産に関しては、出せる状況としては、残念ながら西側のほうに偏っているという形になります。

鳥栖市については、やはり工場が多くございますので、工場の製品といったところで、特

ていると。

これについては、単純に国とか県からのコロナ対策費がかなりの額——100億円近く入ってきたから、形式的にそうなったんであって、鳥栖市の市税とか、そういったものがかなり落ち込んだということではないんだと、そういうふうに考えてよろしいんですね。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

令和2年度決算という形で申し上げますと、確かに今、尼寺委員がおっしゃったように、一番大きなのは、1人10万円の個人給付という形の、新型コロナに対応する——それ以外のものもございますけど、そういったものでの国庫支出金っていうのが大幅に増加をしていると。

そういうことから、依存財源と自主財源の比率というのが、前年度に比較すると依存財源のほうが多くなっているというのは確かに事実でございます。

ただ、その反面、市税等につきましても、当然、こういうコロナの中の減少の影響というのが、具体的にどれがどうこうっていう形での具体的な内容としてはお示しできませんけど、全体としての減少の懸念というのはあるのかというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

それで、主要施策成果説明書の9ページに、市税は、個人市民税が9,900万円、固定資産税が6,000万円増となった。

しかし、法人市民税が3億7,900万円減ったと。

それから、地方交付税は全体で減ったと。そういうふう書いてあるんですね。

この3つの整合性があんまり取れていないような気がするんやけれども。

結局、これから見ると、コロナの影響というのは、個人内ではあんまりなかったと。

法人に対してはあったけれども、なかったと、そんなふうに見ていいわけ？

いや、個人市民税が増えたと。それで、法人は減ったと。

だから、コロナの影響はどんなものか分からんけれども、本来ならば、両方減るというふうになるのが普通じゃないかなと思ったもんだから聞いているんやけれども。

そう単純じゃない？

姉川勝之総務部次長兼財政課長

税の部分となると、詳細なところまでというのはあるんですが、まず、個人市民税というのが、前年度の収入に基づいて課税されていくという部分の中で、令和2年度の個人市民税につきましては、当然、令和元年度の収入に基づいて確定申告をした結果、課税されているっていう、その所得の判定時期っていうのが、令和元年度ので算定されているっていうのも

若干影響があるのかなと思います。

それで、決算法人市民税につきましては、様々決算時期が会社によってございますので、一概に全てがリアルタイムになっているのか、なっていないのかとか、そういった部分もあったりはするんですけど、個人市民税よりも、近いところで決算をされて、税が決まっている部分とかもございますので、その部分がコロナの影響も受けているのではないかということとは推測されるのではないかと考えております。

反面、地方交付税のほうの減というの、そういった様々な収入の増減っていうのもあるんですが、基本的に、地方交付税そのものっていうのが、国全体としての予算総額の中での最終的な配分という形になってまいりますので、そういった部分も含めて、結果として普通交付税のほうについては、5,900万円減ということになりますが、ある意味、前年並みに近いような形にはなっているのかなというふうには思っています。

ただ、結果として、法人市民税のほうやはり落ち込みとかがございますので、結果としては……、本来は増えると、法人市民税が減れば、交付税は増えるという形にもなるんですけど、普通交付税の算定の際は、法人市民税もリアルタイムな数字をすぐ入れるという形ではなくて、ある意味、理論値のほう入れた部分を、後年の3か年で精算をしていくとかっていう制度もございますので、実際の数字と違う数字で算定されている部分も若干影響しているのではないかと考えております。

尼寺省悟委員

令和2年度全体として見た場合の財政っちゅうか、一般的には、市民も心配しているったいね、コロナの影響があってから、税収が減って大変だろうとかいう形で。

ところが、これを見る限りは、少なくともそういったことじゃなく、例年どおりみたいな感じで、黒字決算になっとるしさ。

じゃあ、その辺はどんなふうに見ているわけ？

姉川勝之総務部次長兼財政課長

基本的に、例えば、市税が減収した場合というのは、理論的な考え方で言いますと、普通交付税でその分が補填されるという形になっております。

ただ、そうは言ったものの、普通交付税を算定される場合に収入として算定される市税というのは、計算された数字の75%ということになっておりますので、本来これが、税が伸びている場合であれば、要は25%部分がうちのインセンティブっていうふうな形になるんですけど、逆に減収という形になると、その75%部分は補填されていますけど、25%部分は補填されていないというふうな形になりますので、その部分での厳しさはあるのかなというふうな考えております。

尼寺省悟委員

税収のことを聞いたら、自分の担当じゃないとか言われるかもしれんけど、特に、今年は第5波ということで、かなりあって、次、第6波があるかどうか分かんけれども、人によったら、季節性なものだから、またかなり増えてくるという言い方をする学者もおるばってんさ。

そういった意味で、今までの決算を踏まえた形で、今年度の見通しがどんなふうにならぬか、かなり第5波で企業に対して影響が出て、かなり税収は厳しくなるとか、その辺はどんなふうに見ているわけ？

姉川勝之総務部次長兼財政課長

まず今年度の決算で申し上げますと、法人市民税という部分でいけば、最終的な予算からいくと、プラス1億円ぐらいが余計に入ってきております。

これは、昨年3月補正のときには、コロナの影響で、もう少し落ち込むんじゃないかと見ておった部分が、結果としては、それよりも1億円余計に入ってきていると。

これが正確な原因ということではないんですが、推測で申し上げますと、鳥栖市において、要は、事業所の形態、職種というのが、様々なものがございまして。

ですから、コロナによって影響を受けているだろうっていう職種もあれば、逆にコロナ禍で、巣ごもり需要ってよく言われたりしておりますけど、そういったことで逆に業績が上がっているような業種とかもあつたりして、結果として、税収としては、法人市民税だけでいくと、予算よりも1億円余計に入ってきているという部分がございまして。

それで、こういったものが、今回、令和3年度において、どういうふうにならぬかそれぞれ影響をしていくのか、逆に今までよかった部分が、コロナが落ち着くことによって減少していくのか。それとも、悪かったところが上昇していくのかっていうところが、なかなか推測が難しいというところではございまして。

ですから、まだ今の段階で、どういう見込みだというのは、なかなか厳しいのかなというふうにならぬかと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

最後やけどね。

結果として、こう見たら、令和2年度うちゅうのは、基金もかなり増えているったいね。

財政の云々かんぬんで増えたのかもしれないけど、少なくとも、令和2年度を見てみたら、何か、コロナ、人が言うかもしれないけど、全然関係ないやと、鳥栖市は鳥栖市で例年並み、順調にいつているよと、そういうふうにならぬこともないけれども、そんなものかな？非

常に大まかな質問ばってんが。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

基金の残高でいきますと、確かに令和元年度よりも増額というふうな形になっております。

これは、9月補正の基金の積立てのときにも申し上げましたが、現在、各種事業進捗、いろんな大型事業も含めて、進捗をいろいろさせてもらっております。

あと、公共施設総合管理計画に基づいての施設の改修等も随時行ってっております。

そういった各種事業に係る労務単価、資材単価というのが、近年、年々増加しているという部分及び人件費等々についても、当然、増加をしているという中で、今後、そういった各種事業等についてを滞りなく進めていくために、備えられるときにきちっと備えておきたいと。

それで、先ほどからの税収の話もございますが、実際、今後どうなっていくのかっていうのは、見通しがなかなか立ちづらい部分もございますので、様々な状況を想定して、その中で市民の生活を守るために、各種事業を行ってっておりますので、そういったものを滞りなくやっていくために、可能な限り備えているというふうな状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いいです。

伊藤克也委員

決算書77、78ページの競馬事業収入の1,800万円について、数年前からネット販売が好調だということで、ここに事業収入として上がってきているというふうに思うんですね。

令和2年度が1,800万円ということで、実際、この事業収入については、一定の考え方っていうか、割合っていうか、その辺はあるものなのか。

それとも、競馬場のほうから、今回はこういう収入が上がったので、これだけ鳥栖市さんに収入としてどうぞというふうな形になっているものなのか。

その辺、教えていただければと思います。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

今回、競馬事業収入1,800万円ということで、実際、こちらにつきましては、佐賀県と鳥栖市のほうにそれぞれ配分がなされております。

鳥栖市のほうが1,800万円、それで、佐賀県のほうに8,200万円、合計1億円の配分金というふうな形に今年度はなっているところでございます。

それで、これの出すルールという形での明確なということでの、今回の分に関して、明確なそういうルールに基づいて配分がされたという形ではないかというふうに感じておりま

す。

それで、実際競馬組合のほうでは、過去、非常に経営状況が悪化しているときに、人件費もそうですけど、各種施設等々についても改修等を全部延伸というか、中止しているような状況の中で、各種経営努力をされて、今インターネット等とかが非常に好調でございますので、そういったものに基づいて、近年、本場の耐震改修とか、各種施設の整備に取り組まれていっております。

今、現状計画としてお聞きしているのが、厩舎の建て替えというところで、いろいろ調整をなされておられるということで聞いておりますが、こちらのほうの事業費とかも非常に桁が大きい事業ということで聞いておりますので、そういったものに備える形で、今、向こうでいう施設の整備基金等にも積立てをされておられます。

そういった部分の中で、実際積立てとしては、たしか今回の令和2年度でいくと、競馬組合さんのほうでは13億円を競馬組合の基金に積立てをされて、その収益として残った差額の1億円が県と市のほうに配分をなされているというふうな形でございます。

本市としても、そういういろんな事情はあるとはいえ、好調な状況っていうのも反面ございますので、ある一定程度の配分金というのは、正直頂きたいなというふうなところはございますが、向こうのほうでの施設の改修計画、資金計画等々を勘案しながら、競馬組合のほうで当然、議論をされて、市と県への配分金というのが決まっていると。

それで、今年度は、多分ルールに基づいてという部分はないかと。

ただ、何年前前は、収益のいろんな、最終的に残ったお金が3億円以上の場合に、超えた部分については、お渡しするとかいうふうな話もあったことはあったんですが、実際のところ、現状でいくと、あくまでも向こうのほうで積立てとかをされていく中の残った部分について配分されているんじゃないかというふうに聞いています。

伊藤克也委員

丁寧に説明をいただいたわけですがけれども、当然、施設の整備であったりとか、そういったところに一定程度、多額の改修費用がかかってくるっていうのは、もちろん理解はするんですけども、これまで赤字続きで、そういったことがなかなか難しかったということもあって、収益が出た、こういう数年にかけてそういったことで積立てもされているというのは理解はするんですけども、当然、必要な経費に関しては、県も含めて、十分そこは対応していく必要があると思うんですね。

今回、1億円について、佐賀県と本市で8,200万円と1,800万円といったことになると思うんですけども、さっき課長も、本音として、もう少しっていうふうなことも、ちらっと言われたというふうに思うんですけども、私ももう少し本市に、割り当てていただいてもいい

のかなというふうに思うんですね。

例えば、半分半分の5,000万円ずつでもいいのかなというふうには思うんですけども、そういった一定の割合を、きちっと決めるっていうことについての協議とか議論はされたことがあるんですか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

すいません、私のほうが、質問のほうで認識違いをした部分がございます、先ほど私のほうがお答えした部分というのは、要は、競馬組合さんがどういうルールで配分金を市と県のほうに、こういう状況だったらこういう配分金をやりますとかっていうルールがあるかどうかとお尋ねかということで、お答えをしてたんですが、まず、配分金額が、これだけ原資ができましたと。

それで、それを佐賀県と鳥栖市で配分する割合っていうのは、これはもうきちっとルールがございます。

それが、最初のと看というか、ここ数年ずっとなんですけど、鳥栖市が18%で佐賀県が82%という形で、取決めというかルールになっておりますので、今回、1億円の配分金を、そのルールに基づいて、鳥栖市が1,800万円、佐賀県が8,200万円という形になっております。

先ほど伊藤委員がおっしゃってました、その配分比率の変更というふうなお話でございますが、これを変更という話になってくると、要は極端な話、悪いときもそれなりの負担と一いいときばかりという話でもございませぬし、当然、悪いときという話もございませぬ。

現状、財政課のほうといたしましては、その配分金の比率というよりは、全体の総額として、もう少し増額ができないのかというふうな思ひは感じているところでございませぬが、比率の部分については、当初からのルールで来ている部分でございませぬし、比率を簡単に変えるっていうのは、逆に言ったら、今は非常に経営状況もよろしゅうございませぬが、過去あった、非常に悪かったとき、ほかの自治体では、廃止になっているようなところもございませぬ。

そういったところが、廃止するときに、仮に負債があったときに、それをどうやって補填するのかという場合も、当然、そういう話がまた出てくる部分もございませぬので、一概にばつと、その時々だけで比率を変えるべきものではないのかなというふうにご考えているところでございませぬ。

伊藤克也委員

私も無知で申し訳ないんですけども、収入が上がってなくて、実は赤字だった場合のときに、本市としても一定程度負担をこれまでもされてきたのかっていうところを教えてくださいませぬか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

正直、赤字のときにしてたかという話になると、していません。あくまでも競馬組合の中で、経営努力を今されてある。

そのために、施設とかが古くなってても、改修を止めてたり、あとは、もう正直、一時期人件費等々での給与自体を下げられるとかいうようなこととかもされてらっしゃった時期もごございますので、その中で、経営努力を重ねられて、今何とか回復基調に來ているというふうな状況でございます。

伊藤克也委員

18%配分比率っていうのは、これまで決めてきていっておられるということで、もちろん、そういった議論をもう一回し直すっていうことも必要なのかなと思いますけれども、さっき課長がおっしゃったように、1億円というその収益に対する県と本市に対する総額の1億円という、その割合を若干、その収益に対して上げていただいた上で、本市としても事業費を増やしていくということも考えられるっていうことも言われてましたので、そこはやはり、本市としても、もう少し、強気ではないですけども、何となく、1,800万円というのは少ないような気もするんですね。

これまで赤字続きで、事業費としては一切受け取ってこられなかったと。

これまでの経緯も踏まえた上で、もう少しそこは、市として検討していただきたいなというふうなことは、正直思っていますので、その辺、協議をしていただければなというふうに思っております。

併せて、80ページの競馬事業収入の100万円についてですけど、これは場外馬券売場の整備について、100万円ということですけども、これは、例年100万円っていう決まった金額になっているのでしょうか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

競馬事業雑入の100万円、こちらにつきましては、一応、数字の考え方といたしましては、場外馬券場での売上げの部分についての0.5%を頂くというふうな形になっておるんですが、ただ、先ほどからインターネット販売とかの好調とかもお話したんですが、正直、今場外馬券場での売上げが年々減少、要は、インターネットが増えている分、現場での、本場も含めた場外馬券場も売上げが減ってきております。

それで、今の売上げで0.5%を計算すると、もう正直、100万円を切っているような状況になっております。

ですから、こちらにつきましては、競馬組合さんと協議をさせていただいて、要は、このままでいくと、どんどん減っていくばかりという形になっておりますので、現状は100万円を下限という形の中で協議をさせてもらって、頂いているという状況ですので、計算した結果、

80万円を切っているので、今100万円というのがここ数年続いているという状況でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

その辺、場外馬券売場の周辺の道路整備とかに利用して使っているっていうことですので、実際、実績として、ちょっとするだけで100万円でなかなか収まらないですね。

やっぱり、いろんな整備をすると、数百万円とかっていう事業費はかかっていきますので、その辺の実績に見合った金額ということで捉えていいですか。

それとも、全然不足しているというふうなことなのか、「競馬組合のことやろう」と呼ぶ者あり）その辺を教えてくださいませんか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

こちらでも売上げが好調なときから、率としては、経営状況が悪いときに0.5%に下げているというところも若干ありはするんですが、実際、各種事業等をやるっていうのも、必ず毎年なのか、この年は確かにそれだけかかっているとか、今年度はそういうのはなかったとかということもあるかと思えます。

ただ実際、その100万円ですべてが充足するののかというと、確かに今の事業の単価とか、そういったものを考えると、非常に少ないのかもしれないんですが。

そういう反面、場外馬券場だけで見ると、その売上げが非常に年々減ってきているという中で、まだ具体的に、直接的にうちのほうに、じゃあ場外馬券場、今後どうするとかっていう話があるわけでは全然ございませんが、このままインターネット販売ばかりが、どんどん伸びていくということになると、組合さんのほうで今後どう考えられていくのかという部分もございまして、そういったところも踏まえて、競馬組合さんの動向に注視していきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

続いてよかですか。

208ページをお願いします。

県の防災航空隊負担金ということで、令和2年に発足したというふうな御説明をいただきましたけれども、実際、今回の豪雨等に関してとか、県全体の豪雨等に関して、こういった航空隊が派遣された、そういった実績はあったのかどうか教えていただきたいと思えます。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

本年度の8月現在で言いますと、出動件数、要請としては19件行われております。

8月豪雨の中で救助が2件。救急が2件、情報収集が3件とあと、D-MATとの連携が

あっております。

その他のところで、山岳救助が5件、水難救助が4件、山林火災が2件あっております。

この分につきましては、鳥栖市内ではあっておりませんが、佐賀県全体で19件ということになっております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

もう一点、210ページの防災ラジオ放送業務委託料についてなんですけれども、昨年かおとしぐらいから防災ラジオをされていると思うんですね。

河内周辺とか、配付されているかと思うんですが、今回、立石で落石も起きていると思うんですね。

そういったところで、例えば、そういった地域まで今広げて配付をされていこうとされているのか、もう現実されているのか。

それと、実際、その防災ラジオを使うことによって、ここ数年間、こういうことがありましたとか、実際、避難をされて、本当によかったとか。そういった声があるのかどうかを併せてお答えをいただければと思います。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

防災ラジオについては、今回の災害の中でも、下野町のほうで、様々な、防災ラジオですとか、いろんなチャンネルがありますけれども、そういうことについて、説明をしてほしいということで、お話を頂いております。

その中で、今月、下野町で協議があるようになっておりますので、そちらの中でどういうチャンネルがあるかということの説明をして、細かく、班の中に私たちも説明にいて、そういうやり取りをするっていうことで、鳥栖市としてもそういうチャンネルを浸透させていきたいというふうに考えております。

それで、防災ラジオについては、土砂災害区域を中心に配付を進めておりますので、その分についても、様々な要望をお聞きしながら、どういう形がいいかというのは、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

土砂災害危険地域を中心に防災ラジオを配付っていうか、利用されているっていうふうに思うんですね。

今課長がおっしゃったように、今回の水害を受けて、下野町等についてもその辺の有効的

な利用については、検討していきたいということですので、当然のことながら、いろんな災害に対してそういったことを広げていくということは、非常にいいことだというふうに思うんです。

ただ、やっぱり有効に活用して利用することがより重要になってくると思っておりますので、そこはやはり、効果的な発信とか、そういったことをしっかりとやって、そういったところにすぐ届くような形で是非活用を進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その部分を、今後も市民に分かりやすいような形で、私たちが現場に出て行って、こういう登録の仕方がありますよということを丁寧に伝えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

伊藤克也委員

ツイッターとかLINEとかっていうより、例えば、防災ラジオも、いろんな年代の方がもちろんいらっしゃるんで、どれが一番いいということではないって思うんですけども、若い人たちにとっては、やっぱりそういうLINEとかSNSをより有効的に利用するのがいいのかなというふうに思いますので、その辺は、併せてお願いいたします。

久保山博幸委員

すいません、98ページの防犯カメラの件でお尋ねしたいんですが、まず、一番上の防犯カメラ保守点検委託料23万7,600円ありますけれども、内容を教えていただけますでしょうか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

この防犯カメラの保守点検委託料の23万7,600円につきましては、駅前の虹の橋の東西につけております防犯カメラの保守点検でございます。

久保山博幸委員

そうしたら、その下の、鳥栖駅東防犯カメラ取替工事費っていうのが、86万9,000円あるんですが、これはどの部分なんですか。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

お答えします。

決算書98ページの鳥栖駅東防犯カメラ取替工事費につきましては、先ほど御質問いただいた、上段の防犯カメラ保守点検委託料に関して、次長のほうが、東西に防犯カメラが8台ずつありまして、その分の保守点検というふうに申し上げたんですが、その片側、西側のカメラ4台についてが長年の老朽化だったり、雨ざらしになっておりますので、カメラのレンズの間に水分が入って、曇りが生じて、鮮明ではないというところで、防犯カメラの取替え

を4台いたしているということです。(発言する者あり)

駅の東側です。

久保山博幸委員

今回、酒井東の事件があって、防犯カメラについて、いろいろ地域からの意見もあるんで、お尋ねなんですけど、大体、本市が管理している防犯カメラの台数とかいうのはわかりますか。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

本市が施設につけております防犯カメラの数につきましては、全部で99台になっているところでございます。

古賀庸介総務課長補佐兼庶務係長

今、99台で説明しました分は、鳥栖駅東に市設置の分が8台でございます。

それで、あと、ロータリークラブのほうから寄附で8台順次頂いております、それが16台、駅の東側と西側でございます。

あと、各施設に、防犯カメラというか、どちらかという施設の監視カメラになりますが、そのほか台数ございまして、合わせて99台という形になっています。

それと別に、令和元年から、先ほど歳入のほうで説明したんですけれども、県のほうで子どもを見守る防犯カメラ設置事業というのがございまして、教育委員会のほうで、小学校区1校区につき1台、県補助金を使って毎年カメラを設置をさせていただいております。

計8台、毎年設置をしております。

それと、防犯協会のほうで、同じく県補助金を頂きまして、年により設置台数は違いますが、2台ないし3台を令和元年から令和4年で設置していくという形になっております。

以上です。

久保山博幸委員

多分、今回の事件で、新聞報道によると、駅前の大型商業施設で何か買物して、向こうのほうに行ったってということで、当然、その内容の詳しいところは分からないんですが、多分、その虹の橋を渡って行ったんじゃないかなと。

そういうところで、当然、警察との、その辺のカメラのデータとか、その辺のやり取りはあっているんですよね。

緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その分につきましては、現在捜査中の案件になっておりますので、詳細については、この場ではお答えできないような内容になっておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

久保山博幸委員

当然、今回の件に限らず、市全体の防犯、抑止力という意味では、本市だけじゃなくて、警察との連携も必要かなと。

だから、どこに防犯カメラがあって、どの辺が手薄であるとかいうふうな、その辺の警察署との情報共有というのは必要かなと思うんですが、その辺りは、どういうふうな取組をされていますか。

石丸健一総務部長

基本的な市の考え方としては、市の施設等を管理等するために、カメラ等を設置しております。

これは、建設課においてもそうですし、施設の管理課についてもそうでございます。

ですから、通常の町なかに監視カメラを設置するという考えは、現時点では持っておりません。

ただ、先ほど申し上げたように、施設のカメラでも道路を向いておったりとか、いろいろありますので、その辺は、警察のほうから捜査令状等がございましたら、当然、協力をしていくということになります。

以上でございます。

久保山博幸委員

意見になるかと思うんですが、前々から言われていたんですけど、佐賀県の警察はどうも手ぬるいとか、今度の初動捜査もまずかったんじゃないとか、加えて、この鳥栖っていうところは、やっぱり交通の要衝で、人の出入りも多いし、ちょっと悪かことしたら、すぐ県境を越えればというふうな、何かイメージ的に、やはり今後、安全安心のまちづくりという観点で、今回の教訓として捉えて、例えば、子供たちが遊ぶ公園だとか、そういうところには、抑止力としての防犯カメラの取組ってというのは、今後必要になるかと思うんですが、何かそのお考えがあれば、お聞かせください。

石丸健一総務部長

先ほど申し上げたように、一般的な日常生活において、監視カメラを活用するというような考え方は、現時点ではございません。

ただ、施設を管理する上で必要な部分、それに付随する様々な活用の仕方はあるかと思えますので、そういう観点から、どういう活用方法があるか、設置するには検討してまいりたいというふうに思っております。

中村直人委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で質疑を終わります。

次は契約検査課と庁舎建設課に入りますので、暫時休憩いたします。

午後 1 時 48 分休憩

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午後 1 時 53 分開会

中村直人委員長

再開いたします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

契約検査課・庁舎建設課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、契約検査課及び庁舎建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

有馬秀雄契約検査課長

それでは、令和2年度の決算について、契約検査課及び庁舎建設課の主なものについて説明させていただきます。

説明は、令和2年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行わせていただきます。

なお、両課とも歳入はございません。

まず、決算書105ページの下段から108ページの中段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8契約検査費につきましては、電子入札システム導入委託料のほか、契約管理システム及び電子入札システムのシステム使用料などがございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

113ページ、114ページをお願いいたします。

目14新庁舎整備費について申し上げます。

節9旅費から次の115ページ、116ページの節19負担金、補助及び交付金までにつきましては、事務に要した経費でございます。

また、節13委託料、節15工事請負費、合わせて6億8,322万円につきましては、今年度令和3年度へ繰越しを行っております。

以上で契約検査課、庁舎建設課の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

108ページの入札のシステム使用料等ですけれども、令和2年10月からですかね、電子入札を始めたのは。

その状況といいますか、業者さんも含めて、スムーズに電子入札の制度が進んでいるのか、何か問題点があるのか。あったら教えていただければなど。

有馬秀雄契約検査課長

電子入札システムの導入に当たりましては、実際のテスト等を行いながら、また、工事、業務合わせて6件の電子入札の実施をいたしているところでございます。

実施時期につきましては、2月から行っていまして、指名の案内とか送る関係もございまずので、2月からということで、実際の入札につきましては、3月分からになります。

それで、実施は、先ほど申し上げたように6件、うち4件が工事になります。

業務が2件になりまして、うち1件はテスト、もう一件は不調ということになっております。

特段、今日までにおきまして、システムの運用に当たりまして、問題等は発生いたしていないところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございました。

2月から6件、今から電子入札システムで入札されるのが増えてくるというふうに思うんですけれども、業者のほうの、電子入札ができる対応というのは、大体どこの業者もそういう準備をされている……、いや、まだうちは紙入札しかできんよとかいうところがあったり、

その併用とかいうのができるのか、それも含めて教えてください。

有馬秀雄契約検査課長

業者によりましては、やはり電子入札の手続が全てオンラインでできないと言われるところもございますので、一部紙媒体を用いての電子入札を行っているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

できれば、徐々に電子入札になってもらったがよかとやろうけんが、その辺はまた指導していただきたいなというふうに思います。

それと、別件ですけれども、工事とかの進行検査について、前、上下水道局の問題があったから、検査については、随契でもきちんと検査をするというふうな方向で進んでいたと思うんですけども、今の状況を教えていただきたいと思います。

有馬秀雄契約検査課長

検査の実施状況でございますが、例えば、令和2年度におきましては、合わせて266件行っているところでございます。

随契も合わせてトータルで266件となっております。

令和元年度と比較しまして、120件増という状況でございます。

以上です。

中川原豊志委員

例えば、工事件数のうち、検査はきちんと100%なのか、いや、随契の一部は、やっぱり書類審査だけで終わっているとか、そういうふうがあるかどうか。

要は、立会検査まで含めて、どのくらいの割合でやっているのかなと思ったものですから、教えていただければ。

有馬秀雄契約検査課長

今日までの間、随契分等も合わせて、全ての工事検査を実施している状況でございます。

以上です。

中川原豊志委員

大変とは思いますが、ぜひその辺は頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑を終わります。

次に、出納室、議会、監査に移りますので、暫時休憩します。

午後 2 時 1 分休憩



午後 2 時 3 分開会

中村直人委員長

再開いたします。



出納室・議会事務局・監査委員事務局

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

橋本千春議会事務局長

それでは、令和2年度の決算について、議会事務局、出納室、監査委員事務局の主なものについて御説明いたします。

決算書の80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6、目4、節4雑入でございます。

雑入のうち、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、令和2年度のタブレットに係る通信費を折半して政務活動費より御負担いただいているものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

まず、議会費でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものについて申し上げます。

92ページ中段でございますが、節9旅費につきましては、全国市議会議長会等の会議がコロナの関係で書面会議となりましたものですから、不用額が多くなったものでございます。

次のページをお願いいたします。

94ページですが、節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

政務活動費交付金への返納額が多かったため、不用額が多くなったところでございます。

以上でございます。

村山一成会計管理者兼出納室長

続きまして、決算書の103、104ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節12役務費のうち、備考欄の3行目になりますが、公金振替手数料は、金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。

指定金融機関公金取扱手数料は、指定金融機関であります佐賀銀行の公金取扱い事務に関わる手数料でございます。

以上でございます。

古賀達也監査委員事務局長

続きまして、123ページ、124ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の主なものについて御説明申し上げます。

節8報償費につきましては、住民監査請求に係る弁護士相談の謝金でございます。

節9旅費につきましては、全国、西日本、九州都市監査委員会等の定期総会や研修会が中止となり、県内の研修会への出席に要した経費でございます。

以上で議会事務局、出納室、監査委員事務局関係の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

引き続き、企画政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 8 分 休憩

oo

午後 2 時 19 分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

企画政策部

第29号令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長

こんにちは。

議案乙第29号令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定について、総務文教常任委員会に当たりました一言御挨拶を申し上げます。

企画政策部全体での歳入につきましては、80億8,260万7,060円となっており、歳出では、予算額77億9,900万2,000円、支出済額77億9,265万1,332円で、執行率99.92%となっております。

令和2年度につきましては、特別定額給付金事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、企画政策部、ひいては市全体の予算額全体を押し上げる結果となったところでございます。

それぞれの課の主な取組といたしましては、第7次鳥栖市総合計画の策定、それから、鳥栖市公式ホームページの改訂、国勢調査などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

山本英規情報政策課長

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の47ページ、48ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用中、備考欄2行目の、情報センターの使用料772万3,000円につきましては、市庁舎南側の情報センターの貸付けに伴う土地建物の使用料でございます。

向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、決算書55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち、特別定額給付金給付事務費補助金として2,130万3,734円。その次の特別定額給付金給付事業費補助金として73億8,690万円、それぞれ受け入れたものでございます。

山本英規情報政策課長

個人番号カード交付事業費補助金3,161万1,000円は、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付等を実施する地方公共団体情報システム機構の負担金に対する補助金でございます。

マイナポイント事業費補助金59万7,000円は、マイナポイント申込み支援等に要する経費の補助金でございます。

向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億8,521万2,000円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、感染拡大の影響を受ける地域経済や市民生活を支援する事業に要する経費として受け入れたものでございます。

続いて、決算書61ページ、62ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の権限移譲交付金の437万1,648円につきましては、パスポート申請手続など、県から権限移譲を受けた事業の事務処理による交付金でございます。

山本英規情報政策課長

69ページ、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4統計調査費委託金のうち、2,659万1,000円につきましては、国勢調査に係る県委託金でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

99ページ、100ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費につきましては、令和2年度決算における主要施策の成果の説明書13ページをお願いいたします。

事業名、広報活動事業でございます。

それぞれの事業といたしまして、市報とす652万8,000円につきましては、市報の発行でございます。令和2年度の発行部数といたしましては、33万3,922部となっているところでございます。

次の市公式ホームページ1,654万5,000円につきましては、令和3年2月にリニューアルいたしました市公式ホームページに要した費用及びリニューアル前のホームページのサーバー機器の借上料でございます。

市公式ホームページの令和2年度の閲覧件数といたしましては、159万7,878件となっているところでございます。

次のテレビ広報とす184万8,000円につきましては、市政等に関する情報番組の収録から放送に至るまでの経費でございます。

毎月第3週の日曜日から、土曜日までの1日5回、市政等に関する情報番組を放送したところでございます。

決算書のほうをお願いいたします。

101ページ、102ページでございます。

目4情報管理費、節14使用料及び賃借料のうち、事務機借上料等の2億2,913万5,570円につきましては、基幹系情報システムのクラウドサービス利用料、財務会計システム及び文書管理システムなどの内部情報システム及びパソコン、プリンターなどの事務機借上料等でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、地方公共団体情報システム機構交付金3,786万1,000円は、個人番号カードに係る発行等に要する経費で、当該カードを発行する地方公共団体情報システムへの交付金でございます。

なお、不用額307万5,502円の主な要因といたしましては、個人番号カード交付事業費に係る地方公共団体情報システム機構負担金が予定額に達しなかったためでございます。

向井道宣総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、決算書107ページ、108ページをお願いいたします。

目9企画費について御説明いたします。

主要施策の成果の15ページをお願いいたします。

事業名、第7次総合計画策定事業としております。

目的といたしましては、第6次総合計画が目標年次を迎えることから、新たに第7次総合計画の策定をしたものでございます。

事業内容のところがございますが、第7次総合計画策定支援委託料として1,980万円ですが、令和2年度につきましては、988万9,000円となっているところでございます。

総合計画審議会経費としては、報酬、報償費、費用弁償として所要の額を使ったところでございます。

効果といたしましては、第7次総合計画を御承認いただきまして、令和3年から12年まで10年間の基本構想、並びに令和3年から令和7年まで5か年の前期基本計画を策定したところでございます。

続きまして、主要施策の成果の16ページをお願いします。

決算書につきましては、109ページ、110ページになります。

負担金、補助及び交付金のところなんですけれども、事業名、営農環境整備事業補助金。

目的といたしましては、基里地区北部及び永吉の対象農地については、平成27年に暗渠工事を施工される予定ではございましたけれども、土地改良区において、市の国家戦略特区提案の影響を考慮され、施工時期を変更されております。

その後、国における暗渠排水事業の助成制度が変更されたことから、施工時期を変更された農地につきましては、制度変更の影響を受けないよう、旧制度における受益者負担の考え方と同じ運用となるよう、独自に市が助成したものでございます。

内容につきましては、10アール当たり15万円までの限度額について、受益者負担分15%を乗じた金額を助成するものでございまして、今回、166.016アールの分を助成しておりますので、補助金として373万5,000円となっているところでございます。

決算書のほうにお戻りください。

決算書115ページ、116ページをお願いいたします。

目15定額特別給付金給付費でございます。

主要施策の成果の24ページをお願いいたします。

事業名、特別定額給付金給付事業。

目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うこととしております。

事業の内容といたしまして、対象者は、基準日（令和2年4月27日）時点において、住民基本台帳に登録されている方でございます。

助成金については、1人10万円。

期間につきましては、令和2年4月30日から8月27日までの申請でございます。

効果でございますけれども、給付対象世帯、3万1,736世帯。

人口にいたしまして、7万3,961名の方が対象となり、申請をしていただいたのが3万1,655世帯、7万3,878人となり、申請率99.74%となっているところでございます。

以上でございます。

決算書の121ページ、122ページをお願いいたします。

目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の説明書26ページをお願いいたします。

事業名は、基幹統計調査でございます。

事業内容でございます。国勢調査の事業費は、2,660万2,000円でございます。

国内の人口・世帯の実態を把握するため、市内に居住する全ての人・世帯を対象とし、指導員49名、調査員324名で調査を実施したところでございます。

次に、経済センサス調査区管理活動調査の15万9,000円は、今年度に行った経済センサス活動調査の準備事務を行ったものでございます。

工業統計調査の15万7,000円は、工業の実態を明らかにするため、農林業センサスの1万8,000円は、農業経営体を対象とする統計調査実施の基礎資料管理事務、学校基本調査の8,000円は教育行政上の基礎調査を得るために、それぞれ調査などを行ったものでございます。

以上、令和2年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、企画政策部関係分の説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案外の報告（総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

公共施設中期保全計画一覧表

中村直人委員長

続きまして、議案外でございますけれども、執行部から報告がありますので、これを受けたいと思います。

資料は書記からタブレットに送ります。

それでは、全部で2件ございますが、2件続けて報告をお願いいたします。

田中大介総合政策課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐

議案外報告でございます。

平成29年3月に策定いたしました鳥栖市公共施設等総合管理計画に関しまして、令和2年度の実績状況について報告させていただくものでございます。

資料は議案外報告資料の2ページと3ページをお願いいたします。

施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方のうち、公共施設に関する部分でございますが、田代まちづくり推進センターにつきましては、本館の大規模改修工事及び分館との統合を図るための増築工事を行ったところでございます。

次に、市庁舎に関しましては、市庁舎建設工事の工事発注を行っておりましたが、入札不調を受け、再入札に向けた設計変更等の見直しを行ったところでございます。

なお、今回の報告内容は、令和2年度の実績に限定したものでございますので、御承知のとおり、建設工事が既に進行中ではございますが、今回報告する内容といたしましては、再入札に向けた設計変更等の見直しを行ったところまででございます。

次に、浄化センターにつきましては、耐震診断を実施したところでございます。

その下でございます。

インフラ施設に関する部分でございますが、ここでは、道路、橋りょう、上下水道の管きょについてそれぞれ記載しておりますけれども、長期的な視点で、更新費用等の平準化及び適正化に努めながら、それぞれ所管する部署において管理を行ってございまして、資料のとおり実績をお示しするものでございます。

次に、資料の4ページと5ページをお願いいたします。

ここでは、公共施設中期保全計画一覧表をお示ししております。

公共施設中期保全計画につきましては、所管する建設課において、建設経済常任委員会の中で御報告させていただく案件でございますけれども、公共施設等総合管理計画で示す基本的な考え方と関連性がございますので、参考資料としてお示しするものでございます。

なお、ここでは概略のみ申し上げますが、一覧表でお示ししている85施設を対象として、年次的な計画を持って長寿命化改修を計画しておりますが、資料中、桃色で網かけしている

部分が、今回、計画を修正した施設でございます。

修正の主な理由といたしましては、まちづくり推進センターや体育施設、スタジアム等に関しましては、改修計画を具体的に検討する中で改修項目を追加したこと。また、そのことに伴い、全体事業費の平準化を図る観点から、実施年度を見直したものなどがございます。

なお、それぞれの改修項目として、一覧表中に、アルファベットで表記をいたしておりますが、資料5ページの末尾、凡例としてアルファベットが意味するところを記載しております。併せて御参照いただきますようお願いいたします。

議案外報告といたしましては、以上でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際、何か確認したいことがあればお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

4ページで、いろんなこういった公共事業の計画立てであるんやけれども、この中身について、何でこんなふうにしたのか、これで大丈夫なのかっていうのは、例えば、小学校、中学校であるなら、それは教育委員会というふうになるわけ？

ここであなた方に聞いて、何でこんな決め方をしたのかと、何でもっと早くせんのかというふうな質問च्छゅうのは、してもあれかな。

田中大介総合政策課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐

それぞれの改修項目につきましては、それぞれ所管する部署において検討しているところでございますので、そういうことで、よろしく願いいたします。

尼寺省悟委員

要するに、簡単に言ったら、小学校、中学校の大規模改造事業が、例えば、令和1年、2年は1個しかないと、最後のほうになると2個になっていると。

何でこれで大丈夫なのかというの、例えば、教育委員会とかで言うということになるわけ？

そういうことなら、いいです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

次に、所管事務調査を行いますけれども、関係のない職員さんは退席をされて結構です。

W i - F i の関係だけ。



所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」について）

公共の場におけるW i - F i 機能の配置について

中村直人委員長

それでは、続きまして、議会報告会で、市民から出された意見、公共の場におけるW i - F i 機能の配置について、議長から協議の依頼を受けておりますので、まず、その協議の参考とするために、現状等について執行部から説明をお願いしたいと思います。

なお、資料はタブレットで送りますので。

山本英規情報政策課長

それでは、公共の場におけるW i - F i 機能の配置について御説明いたします。

説明は、配付しております総務文教常任委員会資料により御説明いたします。

まず、本市の公共の場におけるW i - F i の設置状況でございます。

平成28年2月に新鳥栖駅観光案内所に、令和2年1月にとりごえ温泉栖の宿の宿泊施設と温泉施設にそれぞれ設置、計3か所設置しているところでございます。

次に、W i - F i 整備の考え方でございますが、本市においては、来訪者へのサービス拠点としての魅力向上、情報発信機会の創出等を図ることなどを目的といたしまして、先ほど申しあげました各施設に設置しているところでございます。

今後のW i - F i 整備につきましては、公衆無線LAN化を行うに当たって、セキュリティー上の問題から、本庁舎を含む公共施設のネットワークを開放することは困難でございます。新たに民間サービスのネットワークの設置などが必要でございます。

現時点におきまして、W i - F i 整備につきましては、技術動向を注視しながら、アフターコロナの今後の社会情勢の変化を踏まえ、検討することといたしております。

1つ目は、まちづくり推進センターにおいて、災害時における多様な通信手段の確保のため、避難所となっている期間、現行の機器を活用した公衆無線LAN化、2つ目は、今後の行政手続のオンライン化において、窓口などでスマートフォンを用いた手続も想定されるための市庁舎の公衆無線LAN化、3つ目は、その他の公共施設についても、施設の所管課と施設の利用目的やセキュリティーを考慮しながらの公衆無線LAN化、なお、現在、鳥栖市民文化会館につきましては、設置に向け協議しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、公共の場におけるW i - F i 機能の配置についての説明を終わります。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認をしたいことなど、また、質問があったらお受けしたいと思います。

伊藤克也委員

すいません。

今後のW i - F i の整備についてというところで、やっぱりまちづくり推進センターであったりとか、学校の施設であったりとかっていうことで、よく言われるんですね。

それで、図書館については、現在、もう利用できるようになっていたんですか。

山本英規情報政策課長

図書館については、現時点におきまして、利用できないというか、そういった設備は配置していない状況でございます。

伊藤克也委員

それで、思うんですけれども、学生とか、勉強したりとか、そういった利用頻度が高いと思うんですね。

やはり、そういった公共の施設は、W i - F i を整備していただくと、学生を中心に非常にありがたいのかなという思いもあるんですけれども、その辺の検討っていうか、協議をされたことはございますか。

山本英規情報政策課長

図書館の整備については、これまで具体的な協議等は行っておりませんが、伊藤委員の御意見等を踏まえ、所管する生涯学習課とW i - F i 設置の必要性も含めて、検討したいと考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

図書館、サンメッセ、あの辺りは、やっぱりよく学生が利用しているんですね。

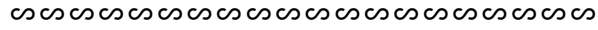
ですから、ぜひそこは検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

以上で所管事務調査を終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたしたいと思います。

午後 2 時 47 分散会

令和3年9月30日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 小柳秀和

教育部次長兼教育総務課長 青木博美

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 中島達也

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 日吉敬子

学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事 井手崇雄

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 長野稚佐

学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏

学校給食課参事兼課長補佐兼学校給食センター係長 立石光顕

学校給食課担当係長 原田浩子

生涯学習課長兼図書館長 松隈義和

生涯学習課参事 竹下徹

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 豊増裕規

生涯学習課長補佐 久山高史

生涯学習課文化財係長 島孝寿

生涯学習課図書係主査 原口信也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

議案審査（教育総務課・学校教育課・学校給食課）

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」について）

新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の現状（人員数、作業時間・
内容等）について

〔説明、質疑〕

議案審査（生涯学習課）

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

中村直人委員長

総務文教常任委員会を開会いたします。

oo

教育総務課・学校教育課・学校給食課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

本日は教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

まず、教育総務課、学校教育課及び学校給食課の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

おはようございます。

それでは、議案乙第29号令和2年度歳入歳出決算の教育委員会事務局のうち、教育総務課、学校教育課、学校給食課関係について御説明をいたします。

まず、歳入から御説明をいたします。

57ページ、58ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1小学校費国庫補助金でございます。

次のページをお開きください。

感染症対策・学習保障等支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、消毒、換気などに要する物品の購入に対する補助で、補助率は2分の1でございます。

公立学校情報機器整備費補助金は、G I G Aスクール対応のタブレット端末購入に要する費用への補助で、補助上限額は1台4万5,000円でございます。

節2中学校費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造事業実施に伴う交付金で、補助率は3分の1でございます。

感染症対策・学習保障等支援事業費補助金につきましては、小学校と同じく、感染予防対策として、消毒、換気などに要する物品の購入に対する補助で、補助率は2分の1でございます。

公立学校情報機器整備費補助金は、小学校と同じく、タブレット端末購入に要する費用への補助で、補助上限額は1台4万5,000円でございます。

節4教育総務費国庫補助金、マスク等購入支援事業費補助金は、マスク等の感染予防消耗品購入に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、67ページをお開きください。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節1教育総務費県補助金のうち、スクールカウンセラー事業補助金につきましては、小学校へ4人のスクールカウンセラーを配置した人件費につきまして、3分の1の補助を受けたものでございます。

続きまして、同じく節2中学校費県補助金のうち、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金につきましては、中学校4校において、コロナ禍における消毒作業や、授業準備補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置につきまして、5分の3の補助を受けたものでございます。

また、別室における学校生活支援事業費補助金につきましては、中学校3校に配置をいたしました学校生活支援員の人件費につきまして、その2分の1の補助を受けたものでございます。

続きまして、69ページをお開きください。

同じく、節5小学校費県補助金のうち、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金につきましては、小学校8校において、コロナ禍における消毒作業や授業準備補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置について、5分の3の補助を受けたものでございます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

ページをめくっていただきまして、87ページ、88ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目5教育債、節1中学校債及び節3小学校債につきましては、それぞれの事業に伴う借入金でございます。起債充当率は75%でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、211ページ、212ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費のうち、主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、教育委員4名の報酬でございます。

次に、目2総務事務局費の主なものを申し上げます。

節1報酬は、小中学校の学校用務及び学校事務補助の会計年度任用職員合計21人分の報酬でございます。

節2給料から次のページの節4共済費までは、教育長、教育部長、教育総務課職員4人、計6名分の人件費でございます。

節13委託料のうち、警備委託料につきましては、小中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、学校教育課から、同じ項の目3学校教育事務局費について御説明をいたします。

節1報酬の主なものにつきましては、新入学児を対象としました就学时健康診断の際の医師報酬及び学校図書館事務補助員12人、嘱託指導主事3人、教育指導員1人、適応指導教室みらい指導員2人、スクールカウンセラー4人の会計年度職員の報酬でございます。

スクールカウンセラー活用につきましては、詳しくは主要施策成果説明書96ページの教育相談業務に記載をいたしております。

続きまして、215ページ、216ページを御覧ください。

節13委託費の語学指導業務委託料につきましては、外国語指導助手5名を小中学校に派遣するための民間委託料でございます。

語学指導業務委託料につきましては、詳しくは主要施策成果説明書97ページ、外国語指導助手配置事業として記載をさせていただいております。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

節19負担金、補助及び交付金の一番下の行にあります。医療的ケア支援事業補助金は、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者に当該費用の補助を行うもので、令和2年度は2名の児童の保護者に補助金を交付いたしております。

ページをめくっていただきまして、217ページ、218ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは学校用務員2人分の人件費でございます。

節11需用費のうち、修繕料につきましては、学校施設の修繕に要した経費でございます。

節13委託料のうち、学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

工事設計委託料は、田代小学校校舎大規模改造工事实設計業務と、基里小学校プールの給水管改修工事設計業務に要した経費でございます。

I C T環境整備委託料は、G I G Aスクール対応のための通信環境整備に要した費用でございます。

節15工事請負費は、営繕工事費として小学校敷地内水路の蓋設置、弥生が丘小学校普通教室棟デッキ改修工事のほか、各小学校の特別支援学級間仕切り工事などが主なものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

学校教育課から、同じ項のうち、目2学校事務管理費について御説明をいたします。

節1報酬につきましては、鳥栖小学校と鳥栖北小学校及び基里小学校における学校運営協議会委員計13人分、学校医15人、歯科校医12人、合計27人と、学校薬剤師8人、また、小学校に配置をいたしております生活指導補助員35人、スクール・サポート・スタッフ8人分の報酬でございます。

生活指導補助員につきましては、詳しくは主要施策成果説明書99ページに小学校特別支援学級等生活指導補助員配置事業として記載をさせていただいております。

節3職員手当等につきましては、生活指導補助員及びスクール・サポート・スタッフの期末手当でございます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

同じく、学校事務管理費の節11需用費は、小学校8校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節13委託料は、塵芥収集委託料、学童輸送業務委託料、健康診査委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料は、児童用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節18備品購入費は、学校再開に伴う感染症対策等備品購入費と、タブレット端末等備品購入費が主なものでございます。

次に、223ページ、224ページをお願いします。

目3教育振興費、節20扶助費は、要保護、準要保護児童への就学奨励費、また、特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

以上でございます。

犬丸章宏学校給食課長兼学校給食センター所長

決算書、同じく223ページ、224ページ、目4学校給食センター費について申し上げます。

学校給食センターの稼働状況及び小学校への給食の提供状況につきましては、主要施策の成果の説明書の102ページに掲載をさせていただいておりますので、そちらのほうを御参照いただきますようお願いいたします。

102ページの概要について併せて今ここで説明をさせていただきますけれども、令和2年度の小学校給食の提供状況の概要といたしましては、小学校におきまして新型コロナウイルス感性症対策に係ります臨時休業の実施、それから、夏季休業期間の短縮といったものがございましたので、こういったものに合わせまして、給食の提供を実施をしておるところでございます。

年間の提供日数の実績といたしましては、各小学校とも例年同じ日数を提供しておりますので、令和2年度は182日について提供を行っているところでございます。

決算事項別明細書のほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

ページは223ページ、224ページでございます。

節1報酬につきましては、学校給食センターにおいて調理及び食器などの洗浄業務、各小学校において配膳業務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、学校給食課職員の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

なお、学校給食課は、昨年11月の組織機構改革により新設された課でございますので、職員の人件費につきましては、10月までは学校教育課のうち学校給食センター系の職員11人分、11月以降につきましては、学校給食課として設立をしておりますので、学校給食課職員の13人分となります。

続きまして、節11需用費でございます。

主なものといたしましては、学校給食センターの電気代、上下水道使用料、ガス代などがございます。

ページをめくっていただきまして、225ページ、226ページをお願いいたします。

節13委託料の主なものといたしましては、小学校給食に係ります配送業務、それから、炊飯調理等業務の委託料、また、学校給食センターの調理設備や、空調設備の点検業務の委託料などがございます。

学校給食センター費の主な説明については、以上でございます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

続きまして、項3中学校費、目1学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、学校用務員1名分の人件費でございます。

節13委託料のうち、ICT環境整備委託料は、GIGAスクール対応のための通信環境整備に要した経費でございます。

節15工事請負費のうち、鳥栖西中学校大規模改造工事は、鳥栖西中学校特別教室と大規模改造工事に要した経費でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

学校教育課から、同じ項の目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、鳥栖中学校、基里中学校における学校運営協議会委員計9人分、学校医7人、歯科校医7人、合計14人と学校薬剤師4人、また、中学校に配置をしております生活指導補助員9人、別室登校の生徒の支援をするために配置をしております学校生活支援員3人分、部活動指導員4人分及びスクール・サポート・スタッフ4人分の報酬でございます。

生活指導補助員につきましては、詳しくは主要施策成果説明書104ページに中学校特別支援学級等生活指導補助員配置事業として記載をさせていただいております。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

節11需用費は、中学校4校分の消耗品費と光熱費が主なものとなっております。

犬丸章宏学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく、227ページ、228ページでございます。

節13委託料のうち、給食業務委託料につきましては、9,411万3,841円の部分でございますけれども、中学校における選択制弁当の調理及び配送業務の委託料でございます。

令和2年度を選択制弁当の提供の状況につきましては、1日当たりおおむね1,200食から1,300食前後となっており、年間の実績では、22万9,471食の提供を行っております。

以上でございます。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

続きまして、一番下の備品購入費でございますが、次のページ、タブレット端末等備品購入費が主なものとなっております。

それから、次のページ231ページ、232ページをお願いします。

目3教育振興費でございます。

節20扶助費は、要保護、準要保護生徒への就学援助費等の補助、特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

以上で令和2年度歳入歳出決算の教育委員会事務局のうち、教育総務課、学校教育課、学

校給食課関係についての説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山日出男委員

224ページですが、先ほど来、これまでやってきた給食の職員さん11名が、次に変わった場合、13名やったですかね、2名増えているんですが、それは何か。理由だけの説明で結構です。

犬丸章宏学校給食課長兼学校給食センター所長

職員数の変動につきましては、昨年度の11月で学校給食課が新設をされたことに伴いまして、学校給食課長を配置しておりますので、まず、その分で1名、増えておりますのと、あと、今年度から中学校完全給食を実施しておりますので、その担当の職員分1名が増えております。合計2名の増員ということになっております。

以上でございます。

久保山日出男委員

分かりました。

尼寺省悟委員

218ページ及び226ページに小学校、中学校の修繕料と、あと、226ページには鳥栖西中学校の大規模改造工事費、こういったものが計上されておりますが、これはまとめて聞きますので。

まず、修繕料ということについてですけれども、普通、私がぱっと思うのは、年度初めに各小学校、中学校が、あそこが傷んで、ここが傷んでいるというふうなことで、計画的に、今年これを修繕しようというふうにしてすることと、例えば、台風が吹いたと、大雨が来たとか、あそこが壊れたというようなことで、それぞれの時期に応じて修繕というようなのが学校から来て、それに対して対応するために、この修繕料が発生するというふうを考えていわけ？

青木博美教育部次長兼教育総務課長

うちのほうで、修繕は毎年、学校に対して、その時点で分かっている、予算化すべき大きなものとかがありますので、毎年10月に学校にヒアリングをいたしております。

それで、予算的に大きなものは、当初予算に計上いたします。

そのほかに随時対応できるように、もともと修繕費って一定額をつけていただいておりますので、例えば、年度途中でドアが壊れたとか、いろんな支障が出てきた場合には、その都度現場確認して、修繕をすぐにするようにいたしております。

ですから、大きな修繕に対しては、当初予算で組んだり、小さな修繕であれば、実際もう予算頂いていますので、それで随時対応という形で対応しております。

尼寺省悟委員

私、先生のほうから、学校のほうにいろいろ言ったとしても、なかなか対応してくれんっちゅう話を聞くけれども、大体どれぐらいそれを対応しているわけ？学校のほうから、こういった形でやってほしいと言ったことに対して、何割ぐらいそれに対してやっているわけ？言ったことに対して、基本的に全部受け入れて、ちゃんと修繕とかやっているわけ？

その辺はどうなんですか。

小柳秀和教育部長

要望の分につきましては、一般質問でもお答えいたしましたけれども、要望件数は93件で、そのうち43件、修繕を行っております、そのほか、28件が未対応で、建物にすぐに影響がない部分は22件という形で一般質問でもお答えしておりますが、そのような形で、要望については、状況を見ながら対応しているところでございます。

尼寺省悟委員

竹下議員の質問で、そうやったんだろうと思うけど。

その兼ね合いで聞くけれども、今93件のうち43件対応したと。

半分ぐらい対応してなかったと。

してなかった理由っちゅうのは、基本的には財政的な理由でできんやっただと？

青木博美教育部次長兼教育総務課長

金額の大きいものは、翌年度当初予算で対応したりとか、特に対応が必要ないようなものもございまして、単に私たちがちょっと行って撤去するとか、そういった小さなものも、いろいろあります。

ですから、もうその場で確認して終わりというようなものもございまして。

尼寺省悟委員

それで、今でなくてもいいけれども、この辺の修繕料の中身で、金額の大きいものが、大体どういった修繕をやっているかっちゅうことを教えて……、今、分からなかったら後でもいいけれども、金額の大きいもの、そういったものなどは、どんなふうな修繕が求められているのかっていうのを知りたいんで。

それと、竹下議員の中で、私、気になったのは、雨漏りがしよると、雨漏りがしよるのに、なかなか大変だっちゅう話をしとったよね。

それで、実際、ここに公共施設中期保全計画ということで、昨日、企画政策部の中でこれの話があって、彼らは、その内容については知りませんとかいう話があったんですけど。

大規模改造事業の中で、例えば、鳥栖西中学校の中でA、B、C、D、Fということで、Aというのが屋根防水改修ということで、これは全ての学校についても、田代小学校もそうやし、旭小学校もそうやし、基里中学校も全部、屋根の防水というふうなことで、やっぱりせないかんという形で、この中には対応を書いているったいね。

だから、あなたたちのほうから見て、各学校のほうで本当に、雨漏りとかいうのはどれぐらいしているわけ？要するに、本当に竹下議員の言うとおりであつとするならば、雨漏りの対応をこういう間隔でやりよつたら間に合わんと、らちが明かないと思うけど、その辺はどんなふうを考えておられるかなと思って。

小柳秀和教育部長

尼寺議員が今、御紹介いただいた公共施設等総合管理計画につきましては、建物の長寿命化についての計画でございますので、修繕につきましては、また別途の考え方でしております。

それで、先ほど218ページの修繕料661万7,000円余りの主なものという部分についてもですが、基本的には、大きなもので防火シャッターの電池交換とか、あと、プールの循環ろ過装置の修繕とか、そういう部分に使ってございます。

以上です。

尼寺省悟委員

いや、雨漏りは大丈夫なわけ？

その修繕費の中に雨漏りといったものは入っているというふうに私は理解したけれども、違うの？

青木博美教育部次長兼教育総務課長

雨漏りも、小規模なものは、この修繕料で対応しております。

実際、年に何件かやったりしております。

ただ、全体として雨漏りがしているっていうものは、やっぱり屋根全部をすると1,000万円とかかかりますので、そこは大規模工事に対応したり、部分的にできるものはできるんですけども、一番上からっていうのは、なかなかどこか分からないというようなこともあります。

できるだけ見つけて、専門の業者に見てもらって修繕をしていこうということで、それぞれ対応はしておりますが、全体をしなくちゃいけないとなると、やっぱり経費が相当かかりますので、もう通常の修繕では対応できないということもあります。

尼寺省悟委員

いや、例えば、雨漏りしているから、来年せないかんとかいうふうな学校があるわけだし

よう。

今の地点で見て、今もう台風——台風真っ盛りかもしれないけど、例えば、雨漏りがして、来年修理せないかんというようなところはないわけ？大丈夫なわけ？そこは。

小柳秀和教育部長

8月11日からの豪雨によりまして、学校施設も雨漏り等が確認されております。

その分について、今調査を行っております、実際、場所を見に行ったりもしておりますけれども、それぞれ当初予算に向けて要求できるような形で整理をしていきたいなどは思っておりますが、あくまでも優先順位というのはあったりしますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

保全計画のほうに戻るけれども、これを見ると、令和元年度は鳥栖西中学校だけ、それで、令和2年度も鳥栖西中学校だけ、令和3年、4年は田代小学校ということで、基本的に大規模改造事業をやるのは、1年に1校だけたいね。

それで、令和5年度になって、やっと2校というふうになっているわけよね。

それで、以前も話したとおり、小学校が8つで中学校が4つで12校ある中で、このペースでやりよったら、もうがちが明かんというようなことで、やっぱり1年に2校とか3校とかすべきだというようなことは、ずっと前から言いよったけれども、令和5年度になって初めてそれをやるというふうな計画になっているというのが、少なくともこの保全計画については、勝手にどっかが決めたわけじゃなくて、教育委員会も当然参加して、こうだというふうに決めたはずなんやけれども。

令和5年度からというのは、令和5年度にならんと2校にならないという理由は、やっぱり財政的な理由でそのときにしかないというふうな……、その辺はどうかわけ？

小柳秀和教育部長

公共施設総合管理計画は、長寿命化ですので、学校を建てた時期とか、あと、学校の老朽化の状況とか、そういうのも踏まえたところで計画を立てて、議員も今おっしゃられましたけど、財政的にならしていく部分っていうのも、計画という名称がある以上、あると認識しておりますので、その部分で、状況を見ながら、その表を提示しているものだというふうに認識しております。

以上です。

尼寺省悟委員

それで、今でなくてもいいけど、資料を欲しいんですけれども。

今、部長がいろいろ言われたけど、分からんので、以前、私は、各小学校、中学校の大規

模改造事業についてのこういった計画を立てているというふうな資料をもらったことあるんですよ。

その中には、何年に建設して、そして、今までこの年度とこの年度にやりましたというふうな、そういった資料を以前、前の課長さん、江寄さんのときやったかな、頂いたことがあるんで、分からなかったら、後で説明しますので、資料を頂ければと思います。

一応、以上です。

中川原豊志委員

幾つか教えてほしいんですけども、まず、216ページの修学旅行のキャンセル料補助金があるんですが、令和2年度の修学旅行の実績といますか、キャンセルした分も含めて、状況どうだったかというのをまず教えていただきたいなと思います。

辻亮子教育総務課教育支援係長

令和2年度の修学旅行中止に伴うキャンセル料についてですが、中学校4校についてキャンセル料が該当されています。中学校4校全校ですね。

キャンセルの内容としましては、基本的に、企画料、あと、保護者さんへの返金の振込手数料が主なものになっております。

以上です。

中川原豊志委員

ということは、中学校4校全てキャンセルされたということによかですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

保護者への返金もされたということなんですが、要は、保護者の負担はなしということで理解してよろしいですか。

辻亮子教育総務課教育支援係長

キャンセルにつきましては、もう中止をされている学校と、2泊予定をされていたのを1泊に変更にされたものがございます。

キャンセルに伴う保護者さんの負担はないというふうになっております。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

次に、218ページの中ほどですけれども、学校施設管理費の一番下、都市再生機構立替金の返還金。

これ、内容を教えていただけんですか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

都市再生機構への返還金につきましては、弥生が丘小学校建設時に、この都市再生機構に委託をして学校建設をしております。それについての返還金でございます。

返還期間が平成22年から令和9年度まで18年間、返還をすることになっております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

18年間、令和9年度まで、金額的には同じぐらいの金額が毎回出るということですか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

これは、年度年度で設計委託料と、工事請負費とか、事業が幾つかありますので、それを組み合わせた形になりますので、最初数年間が少なく、だんだん増えていって、3つ重なる時期は同じ額ですけれども、ずれずれになっていますので、最後のほうがちょっと減ります。

それで、一番長い期間が、半年で2,183万6,357円、最後の令和9年が2,069万2,260円と、若干の差が出てきます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

あと、もう一点よろしいですか。

226ページの償還金、利子及び割引料の平成28年度国庫補助金返還金についても教えていただきたいなど。何の返還金なのか。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

議会でも報告をさせていただいておりますけれども、田代中学校の建設に当たりまして、国庫補助を受けております。

それで、そのときに、トイレの部分なんですけれども、利用対象面積がうちの申請した面積よりも、国のほうから認定された面積が少なかったんですけれども、それを、うちは最初に出しました面積のまま補助金を請求して、もらい過ぎていたということが後から会計検査で分かりまして、その分の返還金ということで、返しております。

中川原豊志委員

平成28年度の工事の分が会計検査で……、ということは、分からなかったらそのままやったかしらんという判断もできんことはなかとばってんが、何でそういうふうになったのか、再度。

青木博美教育部次長兼教育総務課長

平成28年度、事業を行っております、会計検査は大体3年ぐらいを遡ってすることになります。

令和元年度に会計検査が鳥栖市に入りまして、そのときに、その違いに気づかれたということで、うちからの申請に対しては、県も通って、国も通って、補助金が支払われておりました。

それで、その会計検査において初めてその数字の間違いが発覚したということで、返還金を返還するようという指示があったものでございます。

中川原豊志委員

前回も、空調機やったかな、ちょっと多めに申請しとって、後で返還したとかいうふうなこともなかったかな、記憶があるとばってん、くれぐれも、そういうことのないように、申請をきちんとやっていただけないかと、おかしくなるんじゃないかなって思います。

ずっとそういうことばかりすると、大丈夫かって、国のほうから言われたりするんじゃないかと思えますんで、改めて注意をしていただきたいと思えます。

以上です。

久保山博幸委員

学校給食のことについてお尋ねしたいんですが、まず、今のコロナ禍で、給食の時間は、みんな前向いて黙食を行われていると思うんですが、緊急事態とか緩和されている、今後の見通しなんですけれども、いつまで今のような黙食を学校で実施されるのか。

今後の見通しについて、まず、お尋ねいたします。

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

お答えいたします。

現在の感染の状況は、今、議員の御指摘のとおり、かなり減ってきております。

8月が児童生徒ピークでして、35名の感染者が出たんですけれども、9月にはもう7名になっています。

9月9日の2人を最後に、もうこそれ以降、ずっとゼロできております。

現在の感染及び濃厚接触者での出席停止の数も、今のところ2名しか市内12校でおりません。

御指摘あったように、黙食等の緩和に関しましては、県のほうからの通知を基に、こちらでも対応しているところでございますが、現在のところ、県からまだ緩和の通知のほうが届いておりませんので、実際今、9月1日の学校に指示した内容で今後も進めさせていただいて、県からの通知が下り次第、対応をまた変更していこうと思っております。

以上です。

久保山博幸委員

分かりました。

9月に入って、少しずつPTA関係とか、読み聞かせとか、その辺の活動も再開されているようなので、大人社会は、飲食関係を緩和して、大人だけちゅうわけにはいかんけん、早く、最初は4人のグループか何かで対面で、あんまりおしゃべりはできんかもしれんばってん、早く楽しい給食に戻してほしいなっていうのが要望です。

中島達也学校教育課長

今議員おっしゃっていただいたように、コロナ禍における学校生活につきましては、持続的な学校運営の指針ともなります、文部科学省が出しております学校の新しい生活様式というのがございます。これに基づいて、衛生管理等を含めて行っているところでございます。

また、それに基づいて、県のほうからも通知が出されてきている経緯がございます。

また、この学校の新しい生活様式につきましては、最近の状況とか、最新の知見、そういったものに基づいて、随時見直しがなされて、バージョンアップをされて出されてきているところでございますので、そういった指針に基づきながら、また鳥栖市としても、それに基づいて、変更するところは変更して、緩和するところは緩和しながら、進めていきたいと考えております。

久保山博幸委員

それとあと1点、残食についてお尋ねしたいんですけども、そもそも学校給食がセンター化になるときは、自校方式のメリット、やっぱり食育の面で、センター方式になるとその辺が少し弱くなるんじゃないかなと。

その辺り、学校教育の中でカバーしていきますというような話だったと思うんですが、やっぱり、食べ残しの場合に、結局、見えないわけですよ、自分たちが残したものがどう処理されているのか。

自校方式だと給食のおばちゃんがおって、やっぱり、つくり手が目の前におれば、あまり残しちゃいかなあとか、そういう気持ちも芽生えると思うとばってんが、センター方式になると、もう食べ残したら、そのままどっかに持っていかれるということで、やっぱり、食育の点では、どげんかしてその辺をカバーしていかないかんと思うんですが、まず、残食の状況と、そのことに対しての食育、教育ちゅうかな、どういうふうに行われているのかなというのをお尋ねいたします。

犬丸章宏学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、残食の状況ということについてお答えをさせていただきます。

いわゆる残食率っていう形で御説明をさせていただきますと、確かにセンター化を実施しております平成26年当時が6%近く残食率というのがございまして、その後、いろんな取組をしていく中で年々低下をしております、令和2年度の実績といたしましては、全体で3%

を切る約2.72%というふうな状況に、年々ずっと改善をしているような状況に今のところございませう。

どういった取組をしているのかというところでもございませうけれども、確かに、センター化になりまして、残食につきましては、各クラスで集まった分がそのまま一旦センターのほうに回ってきますので、そこで処分をしているという状況になります。

なかなかそこについては、生徒の目についていうところが、以前に比べるとないような状況にはなっておりますけれども、できるだけ、そういう残食が出ないようにということで、県からの、県費の職員ということで、学校栄養士のほうが4名、小学校給食については配置をされております。その職員等で、年間を通して、それぞれ学校給食の時間に学校を訪れていただいて、そういった食べ残しがないようにとか、この給食については、こういう形で作られているんだよ、こういう目的で作られているんだよというところら辺も、実際、クラスを回りながら――なかなかこういうコロナ禍の状況でもありますので、長々とお話することは難しいところはあるとは思いますが。

そういった取組をしていながら、できるだけ残食が出ないようにということで、あとは給食の意義、献立の内容等の説明もそういう栄養士のほうで、実施をしているところが現状でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

コロナ禍の中での学校生活で、今、質問があったけど、2点だけ聞きたいんですけど、マスクと熱中症の関係ですけど、暑いときにでっちゃんことで、このマスクについて、特に通学時については柔軟に対応するという事なんですが、今はどんなふうになっているんですかね、そういった点では。

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

お答えいたします。

マスクについては、登下校の際は外してよいという通知を出しておりますので、そのままの状況で、マスクはしないで登下校してよいということになってございます。

あと、体育の授業におきましても、基本的にはマスクはしないで運動に勤しむと。

そういう形で学校としては取り組んでおります。

尼寺省悟委員

だんだん秋になってくるけん、いつまでその状態を続けるつもり？

冬になったら、当然、熱中症はそれほど心配なくなるけど、その辺は、いつぐらいまでを考えたるわけ？

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

確かに、議員がおっしゃるとおり、これからだんだん涼しくなります。

ただ、これに関しましては、先ほど中島課長のほうが申しましたように、国の通知、また、県の通知に基づいてこちらでも対応しているところがございます。今のところ、まだ通知が下りてきていないので、まだ未対応でございます。

尼寺省悟委員

もう一点。

この部屋もそうなんですけど、換気せないかんということで、今、エアコンを止めていると。

学校でもかなり換気が必要だということで、エアコンはつけているけれども、かなり窓を開けて、そういった意味で、温度が上がったりなっていると思うけど、その辺は今……、特に8月の終わりの暑いときに、その辺の子供たちへの影響といったものはどうなんですか。

井手崇雄学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事

これまでも、今年度が始まってから、ずっと、常時換気を行っております。

エアコンはもちろんつけておりまして、教室の対面对角のドア、それから窓等を開けて、常時換気をしております。

それで、エアコンを使っておりますので、今のところは、特に大きな健康被害があったという報告はございません。

今後もこの方向で進めていきたいと思っております。

尼寺省悟委員

特に健康被害はなかったということなんですけど、私が心配するのは、特に中学校とか、運動会の練習ということで、暑いときにやりよったでしょうが。

だから心配なんやけど、その辺のことで、何か健康被害になったという事例っちゅうのは、大丈夫だった？ 特には聞いていない？ 聞いてなかったら、それでいいですけど。

中島達也学校教育課長

本年度は、特に各学校からのそういった熱中症等の報告については、上がってきておりません。

中村直人委員長

よろしいですか。

尼寺省悟委員

いいです。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」について）

新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の現状（人員数、作業時間・内容等）について

中村直人委員長

続きまして、議会報告会で市民から出された質問、新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の現状について、議長から協議の依頼を受けておりますので、まず、協議の参考とするために、現状等について執行部から説明いただきたいと思っております。

中島達也学校教育課長

それでは、新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の現状ということで、御説明をいたします。

学校内の消毒作業や、児童生徒の健康管理、それから、家庭との業務連絡など、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで、純増いたします教師の業務をサポートし、教師が子供の学びの保障に注力できるようにするために、令和2年度の2学期から、各学校に1人ずつスクール・サポート・スタッフを配置し、本年度も継続して、各小中学校に1人ずつ、合計12人を配置しているところでございます。

配置時間につきましては、1日4時間勤務で、各学校の状況に応じまして、現在は9校が午前中、それから、3校が午後に配置をしているところでございます。

具体的な作業内容としましては、教員の専門性を必要としない業務で、校内のトイレ、洗面所などの共有箇所や特別教室等の消毒作業、それから、授業に必要な道具の準備や使用物の消毒、朝の健康観察補助、また、プリント類の印刷、配付、こういった業務などに従事しているところでございます。

配置の効果としましては、教員1人当たりの月平均の時間外在校時間が、昨年度は一昨年度と比較をいたしまして小学校で2時間22分、中学校で7時間35分減少をしたところでございます。

また、月80時間を超える教員の割合につきましても、小学校で延べ10人、中学校で延べ121人減少したところでございます。

この数値につきましては、そのほかの働き方改革における業務改善が進んでいたり、また、コロナ禍により学校生活も変化したことなどの要因も考えられますので、一概に前年度との比較はできないところがあるかもしれませんが、教員の専門性を必要としない業務をスクール・サポート・スタッフが担ったことにより、教職員の業務負担の軽減が図られたことは確かでございます。時間外在校時間の削減につながったものと考えております。

学校現場の教師からも、スクール・サポート・スタッフの配置は大変効果的で、実際に児童生徒と向き合う時間をしっかり持てたと、そういった声も聞いているところでございます。

今後も、業務改善を図りながら、教員が本来業務である児童生徒への指導とか、教材研究に注力できるよう、効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認したいことなどありましたら、お受けしたいと思っております。

伊藤克也委員

今、中島課長のほうから、スクール・サポート・スタッフの配置というのは、かなり効果的だったというふうな御説明をいただきました。実のところ、コロナ対策というふうな、御題目があると思うんですね。

ただ、こういった制度っていうのは、今、学校現場、かなり疲弊もされているっていうふうなことも聞きますし、できれば継続的に、こういった方向で、やっていただくのが非常にいいのかなというふうに思っているんですけども。

一旦コロナが落ち着くと、こういうサポート制度がまたなくなるっていうのは、非常にもったいないなって気もしておりますので、そこは継続的に、何かこういったサポート事業ができるようなことがあったらいいなというふうに思いますので、教育現場でそういった声を上げていただいて、継続的にできるような要望なり、届けていただくと非常にいいのかなというふうに思っております。

以上です。

中村直人委員長

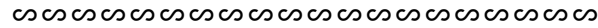
ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、以上で所管事務調査を終わります。

生涯学習課の審査を行いますので、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩



午前11時11分開会

中村直人委員長

再開いたします。



生涯学習課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

次に、生涯学習課の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

それでは、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定における生涯学習課分を説明いたします。

まず、歳入からですが、主なものを説明いたします。

59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金は、一般開発による市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金で、国から事業費の2分の1の補助を受けたところでございます。

史跡等購入費補助金は、田代太田古墳の墳丘の一部に含まれておりました民有地を公有化したもので、補助率は5分の4でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金とし

て、国から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

子ども・子育て支援整備交付金は、社会福祉法人公栄が、放課後児童クラブげんきの開設による施設整備及び放課後児童クラブなかよし会麓小Aクラスの施設改修に関する補助で、補助率は放課後児童クラブげんきの施設整備が2分の1、放課後児童クラブなかよし会麓小Aクラス施設改修が3分の1でございます。

次に、67ページ、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節3社会教育費県補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金は、市内の埋蔵文化財の確認調査に伴い、県から事業費の18%の補助を受けたものでございます。

次に、子ども・子育て支援整備費補助金は、国庫補助金で説明いたしました放課後児童クラブげんきの施設整備及びなかよし会麓小Aクラスの施設改修に関する補助で、補助率はげんきのほうが8分の1、なかよし会が3分の1でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金は、放課後児童健全育成事業に対して県から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業に対して県から3分の2の補助を受けたものでございます。

史跡等購入費補助金につきましては、田代太田古墳の墳丘の一部に含まれていた民有地を公有化したもので、補助率は7%でございます。

それでは、77ページ、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

231、232ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

まず、節1報酬につきましては、社会教育委員及び会計年度任用職員である社会教育指導員等の報酬でございます。

次に、節2給料につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係及び文化財係職員12名の人件費でございます。

節3職員手当等につきましては、職員及び会計年度任用職員の諸手当でございます。

次のページをお願いいたします。

節4共済費につきましては、職員12名分の共済費でございます。

節13委託料の設計委託料につきましては、鳥栖小なかよし会Aクラス改修工事の実施設計

委託で、同和教育集会所管理委託料は、警備及び清掃等の委託が主なものでございます。

次に、節15工事請負費につきましては、麓小Aクラス改修工事及び田代小Aクラス空調設備改修工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育団体等に対する補助金でございますが、主なもので、次のページをお願いします。

放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、市内全小学校に開設しておりますなかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、旭小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人和貴福祉会、田代小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人健翔会、麓小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人慈光保育園に対し、運営補助を、麓小及び旭小校区で放課後児童クラブを運営することになった社会福祉法人公栄に対し、施設整備に対する補助を行ったところでございます。

なお、令和2年度における放課後児童クラブ事業につきましては、主要施策の成果107ページに記載しておりますので、御参照いただければというふうに思っております。

また、節12役務費、節14使用料及び賃借料、節18備品購入費、節19負担金、補助及び交付金における不用額の主なものにつきましては、6月の委員会でも説明いたしましたけれども、放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染拡大防止及び業務のICT導入事業を繰越明許費としておりましたけれども、県の指導により、令和3年6月補正での対応となったため、不用となったものでございます。

次の節23償還金、利子及び割引料の令和元年度国庫補助金等返還金につきましては、放課後児童健全育成事業の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、施設等の保全管理作業に携わる会計年度任用職員の報酬でございます。

節13委託料につきましては、葛籠城跡地区危険樹木伐採業務等の委託料のほか、文化財整理室の警備業務や史跡の管理業務の委託料、歴史・文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

土地鑑定委託料、節17公有財産購入費及び節22補償、補填及び賠償金につきましては、歳入で説明いたしました田代太田古墳墳丘の一部に含まれた民有地購入に要した経費でございます。

なお、この件につきましては、主要施策の成果108ページに記載しておりますので、御参照ください。

次のページをお願いいたします。

目 3 図書館費の主なものについて御説明いたします。

節 1 の主なものは、図書館で司書業務等を担当しております会計年度任用職員14名の報酬でございます。

節 2 給料は、図書館職員 5 名分の人件費でございます。

節 3 職員手当につきましては、職員及び会計年度任用職員の諸手当でございます。

節 4 共済費につきましては、職員 5 名分の共済費でございます。

節11需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に関わる消耗品費及び電気料、上下水道等の光熱水費でございます。

節13委託料の図書館施設管理業務委託料につきましては、清掃、保守点検、外壁調査、外壁改修工事設計業務などが主なものとなっております。

節14使用料及び賃借料のうち、事務機借上料につきましては、図書館システム及び関係機器の借上料で、図書館情報マーク使用料は、書籍情報データベースの使用料でございます。

節18備品購入費の施設用備品購入費につきましては、図書館の新型コロナウイルス感染症対策として、図書消毒機、サーマルカメラ等を購入しております。

図書等購入費は、図書やDVD、視聴覚資料等の購入費でございます。

なお、図書館における新型コロナ感染症対策事業につきましては、主要施策の成果109ページに掲載しておりますので、御参照ください。

次のページをお願いいたします。

埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認、発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員である会計年度任用職員の人件費と、機械器具等の借上料が主なものでございます。

続きまして、目 5 埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

令和 2 年度は、国道 3 号拡幅による本原遺跡、四ツ木遺跡の 2 件の発掘、整理報告を実施し、開発と文化財の保護の調整に努めたところでございます。

次に、247ページ、248ページをお願いいたします。

中ほどの目 8 勤労青少年ホーム費につきましては、主なものについて説明いたします。

節 1 報酬につきましては、勤労青少年ホームの会計年度任用職員 1 名の報酬でございます。

節 8 報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催する教養講座開催に伴う講師謝金でございます。

節13委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の委託料でございます。

以上で議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定の説明を終わります。

中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

3点ほど質問します。

まず、1点目ですけれども、232ページですね。

社会教育委員報酬の下に、会計年度任用職員報酬として865万7,000円ほどあります。これが社会教育指導員の報酬ということによろしいんですかね。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

令和2年度から今まで非常勤特別職といって任用していたものを会計年度任用職員として任用させていただきました。

この中身につきましては、社会教育指導員が3名及び事務職員が1名、計4名分の報酬でございます。

尼寺省悟委員

令和元年度のときの報酬全体が708万円で、それに比べると160万円ほど上がっているというのは、単純に人数が増えたと、要するに会計年度職員になっただけではなくて、3名が4名になったというのも含まれているというふうに理解していいんですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

もともと昨年度までは、事務職員のほうは賃金で計上しておりましたけれども、令和2年度からは報酬で計上させていただきましたので、昨年度までは3名だったのが4名になったというところでございます。

尼寺省悟委員

いや、会計年度任用職員になって160万円増えているって、何でこんな増えているのかと思ったんですが、これ、総務のほうからもらった資料なんですけれども、この中に社会教育指導員の基礎号級ということで15号、主任指導員は25号というふうに書いてあるんですけども、その主任指導員っちゅうのはどなたになるんですか。

要するに、どなたというのは、同和関係出身者の方なのか、それとも、元職員の方なのか、どっちなのか、主任指導員というのは。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

主任指導員としておりますのは、市OBの方1名と、いわゆる施設長を兼ねております指導員1名の計2名でございます。

尼寺省悟委員

分かりました。

それから、2つ目ですが、これ、資料として頂きたいんですけど、教育委員会全体の同和人権関係の資料、要するに決算額ですね。これ、毎年頂いておるとお思いますので、それでいいですので、それは後で資料として下さい。

それから、3つ目ですけどね、以前から何回も私、言っているんやけれども、社会教育指導員は公募でやるべきだといったことを今までずっと言いよったですね。

これをいつも言っているんやけれども、社会教育指導員の設置要綱の第1条に、社会教育の指導層の充実を図るために社会教育指導員を置くと。

第2条に対して、成人教育に関する指導、助言。

2番目に青少年教育に関する指導助言、3番目に学習相談指導助言、4番目に社会教育関係団体の指導育成の4つの事務に従事すると、こういうふうによ綱に書いてあると。

にもかかわらず、3名の指導員のうち2名も全日本同和会の会員が占めているっちゃうのは、これはやっぱりおかしいと、誰が考えてもおかしいと。

それで、今まで、それほど鳥栖市で差別事件が多発しているかっていうと、そういうことじゃないと、インターネットとか言われるけどね。

そういった意味で、私は、公募でやるべきだということをずっと言ってきたわけですね。

それで、それに対して、松隈課長のほうから、設置要綱を持つ県内及び久留米市、小郡市の9つの市の中で6市がもう公募をしているという状況だと。

全体的にそういった状況なんだから、鳥栖市もやりなさいというふうなことをずっと言ってきたんですけど、その辺について、どんなふうな状況なのか、どういった考え方を持っているかというのをお尋ねしたい。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

佐賀県内で社会教育指導員の選考方法につきましては、佐賀県内10市ございます。

そのうち社会教育指導員を配置しているのが9市でございます。

それで、そのうち公募を取ってあるのが6市、推薦が3市という形になっております。

その中で、公募を取られているところの御事情を聞いたところ、ほとんどが実質、公募では集まらなないと。実質は、要綱上は公募になっているんだけど、実際は推薦がもうほとんどであるという回答を受けております。

できれば、私たちも公募を取りたいんですけども、なかなか公募でも手を挙げてこられる方がいらっしやらないということで、今のところは推薦という形を取っていきたいというふうにお思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

だから、今の話やったら、基本的に公募ということについて否定しないと。否定していないというふうに受け取っていいわけですね。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

はい。

尼寺省悟委員

今の答弁、基本的に公募ということに対しては、否定はしていないし、そういった方向だと。

ただし、条件的になかなか難しいというのが今の状況なんだというふうに理解してよろしいわけですね。いいですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

はい、そのとおりです。

尼寺省悟委員

なかなか状況的に難しいと思うけれども、やっぱり社会教育指導員というのは、さっき言ったように、要綱の中に4つの仕事があるんだから、それを本当に全うできるような人を、それこそ、10年も20年も置くんじゃなくて、3年とか4年とか、そういった期限を区切って、そうしたほうがよほど有能な人が集まってくると。

何か、社会教育指導員っていったら、同和関係だけって、本当は違うんよね。

本当は、市の要綱の中で、同和関係だけじゃなくて、4つの仕事があると、そういった社会教育全体に関わる仕事なんだと。

そういったことを踏まえて、本当に公募でやっていくというところを、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員

決算書236ページでございます。

なかよし会といいますか、放課後児童健全育成事業補助金の中の、607名、17クラスですね。

これは、対象人物の大体何名ぐらいに当たりますか、このクラスに入っているのは。

放課後児童健全育成事業補助金の中で、資料は107ページ、17クラスありますね、各小学校を合わせると。

それと、607名が合計ですが、児童の対象者の何%ぐらいあるのか、分かりますか。

分かりやすく言えば、全生徒の何%になっているのかなということですか。

あらかたでいいですよ、大体で。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

今のところ、全体の小学校の児童数を把握してませんけれども、5,000人前後おられますので、十数%、1割ちょっとぐらいかなというところでございます。

久保山日出男委員

1割程度なんですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

そうでございます。

久保山日出男委員

それじゃあ、1割程度の中でこの1億何千万円も使っているわけですね。

これは、減ってきているんですか、増えているんですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

各小学校によっては差がございます。

もう今まで、2年前よりも若干減ってきている小学校もあれば、例えば、鳥栖北小学校、鳥栖小学校とかは、逆に増えている、若干ですけれども、増えているような状況でございます。

以上です。

久保山日出男委員

5か年の年次表ぐらい――後でいいです、今日は要りません、できますれば、資料として頂けたらと思います。

以上です。

中川原豊志委員

関連ですけれども、今、なかよし会、または放課後児童クラブ含めてですけど、待機児童の状況と、それから、今後の放課後児童クラブの数の予定とかがあれば教えていただきたいなと思います。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

令和3年5月1日現在ですが、通常期と長期休みの期間で違うんですけれども、今645人の子供たちを受け入れています。

このときの待機児童数が全体で38名です。

38名の内訳といたしましては、鳥栖小学校が7名、鳥栖北小学校が13名、基里小学校3名、旭小学校15名というふうになっています。

それで、なかよし会の施設面――これ1人当たり1.65平米を確保するというのが国の基準なんですけれども、そこで定数を見まして38名。

それと、最近の動向では、国が1年生から3年生までではなくて、6年生までいいですよと、この分のかさ上げもありましたものですから、現在、今年度設計費を頂いています鳥栖北小学校の分を、来年工事に入って、再来年から供用開始できる状況にあると。

併せて指導員不足も、答弁でお答えしていますように、やや不足するところもありますので、そこを補強しながら、この待機児童の対応を図っていききたいと。

現在、そういう状況でいます。

以上です。

中川原豊志委員

令和3年度からやったっけ、社会福祉法人公栄が民設民営で始められて、民設民営とかで今後計画をされているところとか、また、できるところにといいますか、やってくださいというふうな呼びかけ、そういったことってというのは、今後、計画の中にはあるのかな、教えていただければ。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

現在のところ、民設で計画がある話は我々のところには届いてません。

それで、じゃあ積極的に民営のほうに働きかけに行くのかとといいますと、現在、公設民営の、いわゆるなかよし会と言われる部分の施設の若干弱い面であったりとか、そこを補強することが我々としては先なのかなと考えています。

以上です。

中川原豊志委員

尼寺議員も一般質問で言われているようで、市長の公約でもございますので、ぜひ待機児童がなくなるように、努力をしていただきたいというふうに思います。

伊藤克也委員

昨日の所管事務調査の件で、本市の公共の場におけるWi-Fi設置状況ということで御説明をいただいたんですね。

その際、私のほうから、今後のWi-Fiの整備については、図書館とかに整備を進めていただきたいなという要望を言わせていただいたんですけども、その中で、実はまだ図書館については、Wi-Fi整備については、検討していないということだったんですね。

それで、今後、図書館について、Wi-Fi整備等について、どのように現時点でお考えになられているのか、教えていただければと思います。

小柳秀和教育部長

公共施設全体に関わることでございますので、担当課、担当部と調整をしながら、今後、協議を進めていききたいと思います。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございました。

協議を進めていただけるということで、お願いをしたいと思います。

それと、もう一点、移動図書についてお聞きしたいんですけれども、現在、移動図書については、どういった体制で、どれぐらい人件費等についてかかっているのか、教えていただきたいと思います。

原口信也生涯学習課図書係主査

移動図書館事業につきましては、現在、8つの各地区のまちづくり推進センターを毎月1回、それから、幼稚園、保育園、20施設ほどを月1回、あとは、老人施設、ひまわりの園とかコスモスの園、そういったところを月1回で、会計年度任用職員2名によって運営をしております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

会計年度任用職員2名配置をして進めていただいているということで理解をさせていただきました。

それで、例えば、こういった各まちセンに移動図書を持っていくっていうのは、確か数年前から始められているっていうふうに思うんですね。なかなか行けないようなところに以前は行っていただいたというふうに思うんですね。

それで、私が思うに、確かに今、御説明あったように、各まちづくり推進センターとか、子供たち、幼児とか、そういったところに移動図書が行っていただくというのは大変有効なのかなあというふうに確かに思う反面、やっぱり足がない方、例えば、高齢者の方とかに、なかなか届きにくい現状が出てきているのも一方ではあるのかなと思うわけですね。

確かに、冊子数、借り数っていうか、本を借りる方が多いところに、そういった移動図書っていうのを配置っていうか進めていくのも1つの考え方としてはいいのかなと思うんですが、一方で、あんまりそこにとらわれずに、やっぱり借りたくても足がなくて、なかなか借りに行けないっていう、例えば、冊子数が伸びなくても、そういったところに届けていただきたいなとも思うわけですね。

その辺は、どのように考えていただいているのか、教えていただければと思います。

原口信也生涯学習課図書係主査

そもそも、移動図書館を運営しているということにつきましては、先ほどおっしゃられたように、当然、貸出し冊数であるとかいうのも関わってくることはございますが、現在の

ところ、図書館として考えているのは、そういった貸出し数とかにはとらわれなくて、おっしゃられたように、図書館にはなかなか行けないとか、そういった方々のために、たとえ数が少なくても、それはサービスとして行うべきであろうということで、考えの下に行っております。

ですから、おっしゃられたように、そういった移動するのが困難な方々に対してのついでところも今後考えていかなくてはいけないのかなと思います。現状は、やっぱり人員の問題であったり、なかなかそこまで手が行き届いていないという状況ではありますが、今後考えていかなくてはいけないことなのかなと思っております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

大変ありがたいお答えをいただいたなというふうに思っておりますので、ぜひそういった、足が届かなかったりとか、そういったところに届けていただけるよう、今後検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

久保山博幸委員

文化財保護についてお尋ねしたいんですけども、要するに、文化財の保護についての本市の方針は、どういうふうに、協議会か何か、そういう話合いがあって進められているのか。

というのは、例えば、浮立とか獅子舞とか、これは、例年同じ金額が同じ項目で出ているんですが、何か、今の時代って、ちょうどそういう伝統的なものが、伝統行事も含めてなくなりつつある時期かなと。

例えば、子供の奉納相撲とかも今までやられてきたんですけど、やっぱり少子化で、なかなか、ぎりぎりのところで、そういうふうな地域の伝統文化というか、その辺りも危うくなっている状況があるんですけども、その辺りを含めて、これは残していかなばいかん、こういうのには補助をしていかなばいかんねっていうような、その協議の場とかいうものは、何かあるんでしょうか。

久山高史生涯学習課長補佐

文化財全体の保護につきましては、文化財保護審議会、市の審議会がございます。

その中で、市内に残る貴重な文化財について、諮問、答申を経て指定いたしまして、指定された文化財については、適切な保護等を行うこととなります。

それ以外にも文化財というのは無数にございますので、今言われたような民俗芸能、あとは民間習俗、そういったものについても、今後はしないとはいけません。

ただ、それをトータルに調査する中で、いろいろ示していかないとはいけませんので、一つ

の課題としては思っております。

それで、今考えておるのは、まだ具体的ではないんですけども、市誌等で集めましたそういう資料を基に、どういった活用の仕方があるかという形の地域計画的なものを将来的には考えていこうかなと思っております。

以上です。

久保山博幸委員

意見になりますけど、さっき言ったように、子供が少なくなったけん、もう開催できんねえとか、足らんなら、よその町から借りてくるかとか、努力をすれば、何らか持続できる可能性はあると思うんですよ。

それで、地域ごとにそういう行事をやっているかもしれんばってんが、なかなかそこにスポットが集まっていないのかなあと。

だから、そういう意味では、何らか、補助も含めて、市民の関心が集まって、持続できるような、何かそういう文化財保護の施策も考えていただきたいなあというふうに、意見として申し上げておきます。

尼寺省悟委員

最後にもう一点だけ。

なかよし会の組織の在り方について、これ、以前も質問したことがあるんですけども、今は、官設民営、官が設備で、民が運営しているわけで、ただ、事実上は、官官って言うんか、理事長は教育部長さんであるし。

それぞれ、メリット、デメリットあると思うんやけど、例えば、一般質問とか聞きよってみて、何々とお聞きしておりますとか、そんな言い方するっちゃんね。

本当は、事実上、事務局のほうでいろいろ考えてやっているということに対して、何か二階から目薬差すような感じがして。

それで、以前、前任の白水部長が、公的な席で言ったかどうか分からんけれども、彼はかなり官化について前向きな意見を言ったような記憶もしているんよね。

ただ、今のほうが、ある意味じゃ柔軟にいろんなことに対して対応できるという話も聞くけれどもね。

今の地点で、やっぱり今の組織といったものについては、このままと、変える考えがないと、その辺は、今の地点ではどんなふう考えているんかな。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

現在では、このまま続けられることにつきましては、続けていこうと。

ただ、いろいろな問題が生じた場合は、直営に戻して、指定管理とかいうふうなことも検

討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

今直営と言われたんやけど、それぞれメリット、デメリットあると思うけど、何か、今やっているところのメリットがあんまり見えないような感じがして、じれったいちゅうか、結局、全部事務局――事務局も教育委員会あるし、親分はあなた――親分って、言い方悪いばってん、分かっているけどね。

だから、そういった意味で、今のやつがどれほど意味があるんか。

当初は、もう少し違ったような感じじゃなかったかなと思うっちゃんね、今から10年ぐらいい前に変わったけれども。

変わったっちゅうか、もっと違った姿を描いていたような気がするんやけれども、今の状態っていったら、いっちゃん何も変わっていないんじゃないかっていう感じがして。それやったら、もうさっき言った、全部丸ごとしたほうがいいんじゃないかなという感じがしたので、あえてお聞きしましたけれども、まあ、今のおりですね。

何かありますか、部長。

小柳秀和教育部長

御意見として受け止めて、他市の状況等も調査しながら、鳥栖市の子供たちにとって、よりよい事業となるように検討していきたいと思えます。

以上です。

尼寺省悟委員

いや、私も確信があって言うわけじゃないし、まだ私にも、どうなんか分からんところがあるっちゃんね、メリット、デメリット。

ただ、今の地点で、過去において、前の白水部長がそう言ったことがあったんで、その辺、どう考えているか聞いただけです。

いいです、終わります。

中村直人委員長

ほかにございませつか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、4日は、現地はなかったろう。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

4日の月曜日は、現地視察はありませんので、10時から委員間の協議や、さらには、総括、採決ということに入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、明日1日は休会です。

よろしくお願ひしたいと思います。



中村直人委員長

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時53分散会

令和3年10月4日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

企画政策部長 松雪努

教育部長 小柳秀和

教育部次長兼教育総務課長 青木博美

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

所管事務調査（議会報告会における「主な意見・提言等」について）

新型コロナウイルス対応における学校支援員制度の現状（人員数、作業時間・
内容等）について
公共の場におけるW i - F i 機能の配置について

〔協議、採決〕

所管事務調査（所管事務調査報告書について）

〔協議、採決〕

自由討議

議案審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

所管事務調査（所管事務調査報告書について）

中村直人委員長

それでは、次に、新庁舎に関する所管事務調査報告ということで、報告書を作成しております。

皆様のタブレットに上げております。

11ページにわたってありますが、本日までのいろんな経過も含めて、文面を作成しておりますが、よければ、この案で、議長のほうに報告書を提出したいと思いますが。令和元年の12月から今年の11月期というか、今回の任期までとなっておりますので。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この報告書を議長に提出します。

それでは、以上で所管事務調査報告書についての協議を終わります。



中村直人委員長

次に、先日の委員会の中で資料の提出がございましたので、その資料、よろしいですか。

学校施設の大規模改修の一覧、さらには、令和2年度の鳥栖市内小学校の主な修繕実績一覧（30万円以上）、さらには、人権・同和教育関係の経費、そして、放課後児童クラブ利用者数及び利用率。この4件にわたって資料提出がございました。

それで、この内容について、質疑等があればお願いしたいと思いますが。

総括の中で、答弁が部長でよろしいということであれば、もう部長しか入りませんので、そこで対応をしていただくということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「質問があれば、いいですか」と呼ぶ者あり）

質問は、もう部長で分かるなら、部長しか入らんけんが。

細かいやり取りなら、課長とか係長が要るから。それがあんなら、呼ばないかんけん、前もって。

なければ、もう総括の中で部長答弁でいいなら、もうそうしようかと。（「そんな込み入った質問はせんです」と呼ぶ者あり）

それでは、追加資料についての答弁は部長級でお願いをしたいということで、それについて、資料についても総括の中で質疑をしていただいて結構ですので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、総括にこれから入りますので、執行部が入りますので、事務準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時7分休憩

oo

午前10時13分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総 括

中村直人委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、また、後送の資料について、総括的に御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

尼寺省悟委員

教育部長さんにお尋ねいたします。

頂いた資料で、修繕料についての実績一覧というのがありますけれども、この中に、例の一般質問で問題になった校舎の雨漏り、その記載がないんですが、その記載がないということは、それが30万円以下であったから記載がないのか。

であるとするならば、何件ぐらいあったのか。

2点お尋ねしたいと思います。

小柳秀和教育部長

令和2年度の小学校の修繕の中で、30万円以下で、雨漏りに関する修繕が2件あっており

ます。

1件がコーキングの補修で雨漏りが直った分でございます、もう一件が、屋根の部分のシーリングの張り替えで防水塗装をしたという部分で、2件ございます。

いずれも30万円以下の工事でございます。

尼寺省悟委員

今、小学校と言われたでしょう。

中学校はないんですか。

小学校っちゅうことで言われたんで、中学は。

小柳秀和教育部長

申し訳ございません。今回提出させていただいていた分が、小学校費の部分だけを提出しておりましたので、中学校の部分については、確実に覚えてはおりませんが、雨漏りに関する修繕はなかったというふうに記憶しております。

尼寺省悟委員

小学校に関しては2か所あったと。

中学校については記憶していないということですね。

後でいいですので、その辺、はっきりとお尋ねして、後、終わってからでもいいですので、いいです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山日出男委員

放課後児童クラブの利用者数の資料、ありがとうございました。

なぜこれをお願いしたかっちゅうのは、指導員が非常に不足しているんじゃないかなとか、どれくらいの人数が来ているのかを把握したかったためでございます、徹々たる伸び率しかない、安心しているところでございますけれども、事故とかないような状況には常に目を向けといていただきたいと思っています。

資料、ありがとうございました。

以上です。

中村直人委員長

ほかに、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総括を終わります。

〰〰

採 決

中村直人委員長

これより、採決を行います。

〰〰

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分の採決を行います。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり認定することに決しました。

〰〰

中村直人委員長

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰

中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和3年9月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時19分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 ⑩

